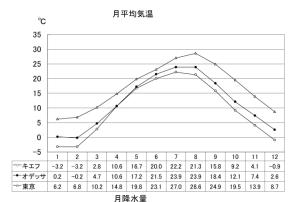
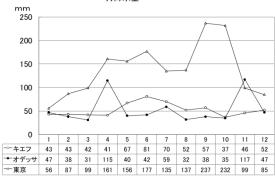
ウクライナ概観

2021 年 10 月 在ウクライナ日本国大使館

I. 概況

- 〇国 名: ウクライナ
- ○国 旗: 空色・黄色の二色旗(青空と小麦の黄色い畑を象徴している)
- ○国 歌:「ウクライナは未だ死なず」、1865 年ヴェルビツキー作曲
- ○国 章: 青地に黄色の「みつほこ」
- 〇面 積: 60万3.500平方キロメートル(日本の約1.6倍)
- 〇人 ロ: 4,138 万人(2021 年 7 月現在推計:国家統計局。被占領中のクリミア自治共和国及びセヴァストーポリ市を除く。一部地域については暫定値。)
- 〇首 都: キエフ市(北緯 50 度 25 分、東経 30 度 30 分(樺太北部、フランクフルト(ドイツ)、 ウィニペグ (カナダ)とほぼ同緯度))
- 〇通 貨: フリヴニャ(UAH)、1ドル=26.61 フリヴニャ(2021 年 10 月 1 日現在中銀レート)
- ○日本との時差: -6 時間(夏時間:3 月最終日曜~10 月最終日曜)、-7 時間(冬時間:10 月最終日曜 ~翌年3月最終日曜)
- ○位 置: 旧ソ連欧州部の南(黒海の北)に位置し、東西約 1,400 キロメートル(東経 24~40 度)、南北約 900 キロメートル(北緯 44~52 度)。国境を東から西に、ロシア、ベラルーシ、ポーランド、スロバキア、ハンガリー、ルーマニア、モルドバと接し、南に黒海をはさみトルコ、ブルガリア、ジョージアと面している。
- 〇地 勢: ウクライナの国土の半分は平野で、北部にはポリッシャ湿地、東部にはドネツク丘陵、西部にカルパチア山脈から続く高地がある。中央部及び南部の平野は、肥沃な黒土に被われており、小麦などの耕作地が広がり、ロシア帝政時代から「欧州の穀倉地帯」と呼ばれている。南部のクリミア半島は比較的温暖で、第二次世界大戦末期のヤルタ会談の舞台となったヤルタは有名な保養地である。ドニプロ川は、ヴォルガ、ドナウに次ぐヨーロッパ第3の大河で、ウクライナの水道水、水力発電に利用されているばかりでなく、水上交通の大動脈となっている。
- 〇主要都市の人口(2021 年 1 月現在): キエフ 296.2 万人、ハルキウ 143.3 万人、オデッサ 101.5 万人、ドニプロ 98.0 万人、ドネツク 90.5 万人、リヴィウ 72.1 万人、ザポリッジャ 72.2 万人。
- ○気 候: 北部及び西部は冷帯湿潤大陸性気候(Dfb)で比較的降水量が多く、南東部は乾燥したステップ気候(BS)、クリミア半島は比較的温暖な温暖湿潤気候(Cfa)である。南部では、給水制限を伴う深刻な水不足に見舞われることもある。雨量は最も多いカルパチア地方で年間 1,200~1,600mm、最も少ない東部で300mmである。キエフ及びオデッサの月平均気温、降水量(2005-2015 年)は右図のとおり。首都キエフの2015年の年間平均気温は10.7℃。
- ○言語: ウクライナ憲法により国家語はウクライナ語と規定されている。ウクライナ語は、ロシア語、ベラルーシ語と同様、東スラブ語群の一つである。ロシア語に比して、古代スラブ語の色彩を多く残し、ベラルーシ語、ポーランド語、スロバキア語の順に共通





する語彙が多い。ウクライナ人にとってロシア語はソ連時代に実質上の公用語であったことから、多くの 国民が両言語を理解し、ウクライナ語とロシア語を混交して利用する場面も見受けられる。

- ○民族構成: ウクライナ人 77.8%、ロシア人 17.3%、ベラル―シ人 0.6%、モルドバ人 0.5%、ブルガリア 人 0.4%、クリミア・タタール人 0.5%、ハンガリー人 0.3%、ルーマニア人 0.3%、ポーランド人 0.3%、ユ ダヤ人 0.2%、アルメニア人 0.2%、ギリシャ人 0.2%、タタール 0.2% (2001 年統計)
- ○主な宗教: ウクライナ正教会(キエフ総主教府、モスクワ総主教府、自治教区派)、ウクライナ東方典礼 カトリック教会(ギリシャ・カトリック)、ユダヤ教、イスラム教(スンニー派)、ローマ・カトリック
- 〇主要祝祭日: 1月1日新年、1月7日正教クリスマス、3月8日国際婦人デー、5月復活祭(年によって日が異なる)、5月1日メーデー、5月9日対ナチズム戦勝記念日、6月三位一体祭(年によって日が異なる)、6月28日憲法記念日、8月24日独立記念日、10月14日ウクライナ防衛者の日、12月25日カトリック・クリスマス
- 〇一人当たり GDP: 3,726 ドル(2020 年世界銀行)
- 〇人口指標: 平均寿命(男)66.92 歳、(女)76.98 歳(2019 年)、自然人口増加率 -6.1 人/1000 人(2020 年)
- ○主な参加・加盟国際機関: 国際連合(UN:原加盟国)、独立国家共同体(CIS:但し正規加盟国ではなく参加国、2018 年 5 月に参加停止を表明)、欧州評議会(CE)、欧州安全保障協力機構(OSCE)、黒海経済協力機構(BSEC)、欧州・大西洋パートナーシップ理事会(EAPC)、中欧イニシアティヴ(CEI)、GUAM(ジョージア、ウクライナ、アゼルバイジャン、モルドバからなる地域国際機関)、世界貿易機関(WTO)

Ⅱ.略史

1 スキタイ、サルマート国家

紀元前 6 世紀に黒海北岸を中心にイラン系騎馬民族スキタイによる国家が建設され、前 4 世紀に最も繁栄した。スキタイの文化は蒙古などにも見られる動物の意匠が特徴で、当時この地で東西の交流があったことを示している。スキタイは前 260 年ころ遊牧騎馬民族サルマート人に圧迫されて衰退した。その後、黒海北方沿岸はサルマティアと呼ばれ、紀元 4 世紀位まで前期にはペルシャの、中期にはギリシャ、ローマの、後期には東方遊牧民の影響を受けた文化が栄えた。

2 キエフ・ルーシ

東スラブ族がこの地に入ってきたのは紀元 4~6 世紀である。年代記によれば、8 世紀末頃、北欧から来たヴァイキングのリューリックの一族がキエフにキエフ・ルーシ(キエフ公国)を設立した。キエフ公国は、

988 年にはギリシャ正教を導入し、政治・経済・文化の中心として栄え、当時の欧州においてビザンティン帝国等と比肩する大国の一つであった(ノヴォゴロド・シヴェルスキー公を描いた「イーゴリ軍記」はキエフ・ルーシの代表的作品)。キエフ・ルーシは1240 年からのモンゴル軍の侵入によって最終的に崩壊、ルーシの中心はモスクワに移った。14世紀にはウクライナの大部分はリトアニア大公国、後にポーランドの支配下に入った。

3 ウクライナ・コサック

クリミア戦争 (1853~1856年)

クリミア半島を主戦場として、ロシアと英・仏・オーストリア・オスマン帝国・プロイセン・サルデニャとの間に起きた戦争。ロシアの南下政策が原因。1年にわたる攻囲戦でセヴァストーポリが陥落し、ロシアは敗北。パリ講和条約によりモルダビア、ワラキア、セルビアの自治権確立、オスマン帝国の独立と領土の保全、ドナウ川航行の自由化、黒海の中立化が定められた。この戦争の結果オスマン帝国の対列強従属化が強まり、ロシアは国内旧体制の破産が明確化して近代的改革への動きが促進された。

ナイチンゲール (1820~1910)

クリミア戦争に際し、篤志看護婦を率いて野戦病院で活躍。 敵、味方の区別無く傷病者の看護に当たる姿は、後の赤十字設立の精神的背景にもなった。 14世紀から16世紀にかけ、今日のウクライナ南部、黒海沿岸にかけてポーランド、リトアニアからの逃亡農奴を中心としたウクライナ・コサック集団が形成された。彼らは漁労を営み、オスマン帝国やクリミア・ハン国の港町で略奪行為を行った。17世紀にはキエフを再建、本拠地を移し正教を保護した。強大化したコサック集団に対し、ポーランド政府は統制下に置こうとし衝突が頻発、1648年にはボフダン・フメリニツキーに率いられたウクライナ・コサックと全面戦争に発展した。

4 ロシアへの併合

1654 年、フメリニツキーは劣勢を挽回するため、ロシア皇帝に対しポーランドからの保護を求め、その代わりに皇帝の宗主権を認めた(ペラヤスラフ協定)。右を受け入れたロシアはポーランドと戦い、アンドルソフ講和によりドニプロ右岸はポーランド領、左岸及びキエフはロシア領となった。当初ロシアはウクライナの自治を認めたが次第に統制を強めた。

18世紀後半にはエカテリーナニ世によって完全にロシアの一部とされ、ウクライナ・コサック社会は消滅した。ロシアは、15世紀より続いていたクリミア・タタール人を中心とするイスラム国家クリミア・ハン国を1783年に廃し、クリミア半島を併合。その後、同地は1853年からクリミア戦争の主戦場となった。また1772年のポーランド分割によってロシアはドニプロ右岸を取得、ガリツィア地方(今日のウクライナ西部およびポーランド南東部)はハプスブルグ帝国領土となった。多くのウクライナ知識人が、ロシア帝国による文化的抑圧(ウクライナ語禁止令等)から同地に逃れ、ガリツィアはウクライナ民族運動の中心となった。第一次世界大戦とそれに続くポーランドとの戦争の結果、ガリツィアはポーランドの領土となった。

1917 年の 2 月革命後、ウクライナでは中央ラーダ政府が誕生し、ロシアの臨時政府と自治拡大を巡って対立、10 月革命を経て中央ラーダは「ウクライナ人民共和国」の建国を宣言した。しかし、ロシア・ソビエト政権はこれを認めず赤軍を派遣し、以後4年間にわたるウクライナ・ソビエト戦争に突入、キエフを放逐されたラーダ政府はドイツと結び抵抗するも、1921 年リガ平和条約により、ウクライナ人民共和国の領土はポーランドとソ連に分割・解体された。一方、ロシア・ソビエト政府の支援の下、

【年表】

	【午衣】
BC 6世紀	黒海北岸にスキタイ人国家成立
BC 260年	サルマート人の侵入
AD 4世紀	フン族の侵入
4~6世紀	スラブ民族が中欧から東方に拡大
8世紀	キエフ・ルーシの成立
988年	ウラジミール公ギリシャ正教を国教とする
1037年	聖ソフィア寺院建立
1240年	モンゴル軍キエフ攻略
1340年	ポーランドが東ガリツィア地方を占領
1362年	リトアニアがキエフを占領
	(以後、ポーランド及びリトアニアによる占領が続く)
1550 年頃	ヴィシネヴェツキがドニプル川下流にコサックの本営を建設
1648年	ボフダン・フメリニツキ―の蜂起
	(ポーランドからの独立戦争)
1654年	ペレヤスラフ協定
1667年	アンドルソフ講和
	ドニプル川左岸・キエフ→ロシア領に
1709年	ポルタヴァの戦い (ロシアからの独立戦争)
1764年	ロシアによるウクライナ自治の廃止
1783年	ロシアによるクリミア・ハン国の併合
1853年	クリミア戦争
1914年	第 1 次世界大戦(~1917)
1917年	ウクライナ人民共和国(中央ラーダ)政権成立
1917-21 年	ウクライナ・ソビエト戦争
1922年	ソビエト社会主義共和国連邦(ソ連邦)成立
1932年	農業集団化による大飢饉(ホロドモール)
1939年	第2次世界大戦(~1945)
1941年	独ソ戦開始
	独によるウクライナ占領 (~1944)
1954年	ウクライナ併合300年を記念してクリミアをウクライナ領ニ編入
1986年	チェルノブイリ原発事故(4/26)
1991年	ウクライナ独立宣言 (8/24)
	ウクライナ独立に関する国民投票(12/1)
1991年12月	ソ連邦崩壊、CIS創設
1996年6月	憲法制定
1996年9月	通貨フリヴニャ導入
2004年12月	オレンジ革命
2013-14年	マイダン革命(尊厳の革命)

1919 年第3回全ウクライナ・ソビエト大会でウクライナ社会主義共和国が成立、1922 年12月、ソ連邦の構成共和国となった。また、クリミアにおいても、1917年、クリミア・タタール人を中心とする世俗国家「クリミア人民共和国」の建国が宣言されたが、1918年にロシア・ソビエト政府により占領され滅亡した。

5 ソ連邦時代

ソ連邦下で 1929 年から始まった農業集団化により、ウクライナでは数百万人の餓死者が出た(ホロドモール。今日、ウクライナ、米国、カナダをはじめ、複数の国でソ連政権による大虐殺と認定されている)。第二次世界大戦では独軍がウクライナの大半を占領、右を契機としてドニプロ川西岸では一時期独立の動きもあったが、結局ソ連軍が再度ウクライナを奪回し独立はならなかった。第二次世界大戦の結果、ガリツィア地方、ベッサラビア地方、北ブコビナ地方が新たにウクライナ(ソ連)の領土に編入された。

1944 年、ソ連政権によりクリミア・タタール人が独軍に協力したとの嫌疑をかけられ、民族全体がクリミア半島からウズベク・ソビエト社会主義共和国に追放され、その過程で民族全体の約半数が死亡した。 1989 年、クリミア・タタール人のクリミアへの帰還が認められた。

1945 年、ソ連邦の構成共和国でありながら国連に原加盟国として参加。フルシチョフ時代の 1954 年にはロシア・ウクライナ併合 300 周年を記念し、法的手続きを経てクリミア半島がロシアからウクライナに帰属替えされた。ソ連時代、ウクライナはロシアに次ぐ第二の共和国として経済的・人材的にソ連邦を支えた。歴代共産党書記長の中でも、ブレジネフはドニプロジェルジンスク(現ドニエプロペトロウスク州)生まれ、フルシチョフ、チェルネンコはウクライナでキャリアを重ねた。

1986 年 4 月 26 日にチェルノブイリ原発事故が勃発、ウクライナ共和国内にも大きな被害を与えた(Ⅲ − 9 参照)。

ペレストロイカの機運の中、1990年7月16日に共和国主権宣言。1991年8月のモスクワにおけるクーデター失敗後、同月24日に独立を宣言し国名を現在の「ウクライナ」に変更した。同年12月1日に独立に関する国民投票を行い、90%以上の圧倒的多数が独立を支持し、同時にクラウチューク最高会議議長が初代大統領として選出された。12月3日ロシア共和国が独立を承認するに至って同国の独立(ソ連邦からの離脱)は決定的になり、更に、旧ソ連諸国からなる独立国家共同体(CIS)の誕生、ソ連邦解体に伴い、12月末にウクライナは名実ともに独立国となった。

6 独立後のウクライナ

独立後のウクライナは、連邦分業体制の崩壊による原材料供給不足、エネルギー価格の国際価格化があらゆる分野の生産を直撃し、生産の低下、インフレの急進、対外債務の累積をもたらした。1994 年 6 月の大統領選挙において、元首相であったクチマ候補はロシアとの経済面での統合強化を訴え、独立の強化を訴えたクラウチューク大統領を決選投票の結果僅差で破って第 2 代大統領となった。

クチマ大統領は経済改革を第一の課題に掲げ、議会の共産・社会主義勢力を経済改革の障害として批判した。また、新憲法の草案審議が開始され、新憲法は1996年6月28日に最高会議において採択され、同日付で施行された。また、同年9月2日には、それまでの暫定通貨カルボーバネツに代わり、新通貨フリヴニャ(hryvnia)が導入された。

2004 年 10 月から 12 月にかけ、独立宣言以来第 4 回目となる大統領選挙が実施された。11 月の決選 投票後には不正選挙に抗議する大規模集会・デモが首都キエフで盛りあがり、12 月にやり直し決戦投票 が行われた。やり直し投票ではユーシチェンコ「我々のウクライナ」代表(元首相)が当選し、第 3 代大統領 となった。この一連の出来事は「オレンジ革命」と命名され、世界の注目を浴びた。

| 皿. 内外政

〇独 立: 1991 年 8 月 24 日

〇政 体: 共和制、元首は大統領(任期5年)

〇議 会: 一院制のウクライナ最高会議(議席数 450、任期 5 年)

〇大 統 領: ヴォロディミル・<u>ゼレンスキー</u> (2019 年 5 月~)

〇最高会議議長: ルスラン・<u>ステファンチューク</u> (2021年 10月~)

O首 相: デニス・<u>シュミハリ</u> (2020 年 3 月~)

O外 相: ドミトロ・<u>クレーバ</u> (2020 年 3 月~)

1 内政概況

【2004年:大統領選挙とオレンジ革命】

2004 年 10 月、独立宣言以来 4 回目となる大統領選挙が行われ、世論調査で支持率第一位のユーシチェンコ・野党「我々のウクライナ」代表と、最高会議多数が支持するヤヌコーヴィチ首相を中心に選挙戦が繰り広げられた。クチマ政権側は行政資源とマスコミの利用によって首相に強く肩入れし、ロシアも露骨に選挙干渉した。ユーシチェンコ側はこれに反発、政治情勢は緊迫した。

10月31日の第一回投票ではユーシチェンコ代表の得票がヤヌコーヴィチ首相の得票を僅差で上回りつつも、過半数には至らず、11月21日に決選投票が実施された。決選投票の結果中央選管はヤヌコーヴィチ首相の当選を発表したが、票数が操作されたとする野党側が大規模抗議集会を組織し、首都キエフには政権側に抗議する数十万の国民が集まる等、情勢が流動化した。全国にわたる混乱の中、両者の闘争は法廷及び最高会議に持ち込まれ、その結果最高裁判所は決選投票の無効化・決選投票のやり直しを決定、最高会議はヤヌコーヴィチ内閣不信任案を可決した。

この過程でポーランド、EU、ロシアをはじめとする国際的仲裁の試みが続けられ、結局 12 月 8 日、政権側が提案する憲法改正案(大統領の閣僚任免権等を最高会議に移行させる)と、野党側が主張する選挙法改正案等が最高会議でパッケージ採択されることで妥結が図られた。

大統領選挙のやり直し決選投票は 12 月 26 日に実施され、ユーシチェンコ代表が約 8%の差でヤヌコーヴィチ首相を破って当選、翌 2005 年 1 月 23 日の大統領就任式をもってユーシチェンコ新政権が発足した。

【2005 年~2009 年:オレンジ革命以後】

2005年2月、オレンジ革命で活躍したティモシェンコ議員を首相とする内閣が発足し、行政改革や汚職対策に着手したが、閣僚間の不和等で行政が混乱し、ユーシチェンコ大統領とティモシェンコ首相の対立も表面化した。2006年1月、オレンジ革命の際に採択された改正憲法案(「2004年憲法」)が発効し、首相・閣

<歴代大統領及び首相>

	(歴) (の)の(成文()・日・日ン	
大 統 領	首 相	外 相
	V. フォーキン	
L. クラウチューク	1991 · 12~1992 · 10	A. ズレンコ
1991 · 12~1994 · 7	L.クチマ	1990·7~1994·8
	1992 • 10 ~ 1993 • 9	
	Y. ズヴァヒルスキー代行	
	1993-9~1994-6	
	V.マソル	
L.ク チ マ	1994·6~1995·4	H. ウドヴェンコ
1994.7~2005.1	Ye. マルチューク	1994·8~1998·4
	1995·6~1996·5	
	P. ラザレンコ	
	1996 · 5~1997 · 7	
	V. プストヴォイテンコ	
	1997-7~1999-12	B. タラシューク
	V. ユーシチェンコ	1998 • 4~2000 • 10
	1999 • 12~2001 • 4	
	A. キナフ	A. ズレンコ
	2001 • 5~2002 • 11	2000 · 10~2003 · 9
	V. ヤヌコーヴィチ	
	2002 · 11 ~ 2005. 1	K. フリシチェンコ
	2002 11 2000. 1	2003.9~2005.2
	V = . =	
V. ユーシチェンコ	Y. ティモシェンコ	B. タラシューク
2005 • 1 ~ 2010. 2	2005. 2~2005. 9	2005. 2~2007. 1
	Y. エハヌーロフ	
	2005. 9~2006. 8	
	V. ヤヌコーヴィチ	
	2006. 8~2007. 12	A. ヤツェニューク
		2007. 03~12
	Y. ティモシェンコ	V. オフリズコ
	2007. 12~2010. 3	2007. 12~2009. 3
		P. ポロシェンコ
		2009. 10~2010. 3
V. ヤヌコーヴィチ	M. アザーロフ	K. フリシチェンコ
2010. 2~2014. 2	2010. 3~2014. 1	2010. 3~2012. 12
		L. コジャーラ
		2012. 12~2014. 1
0. トゥルチーノフ代	A. ヤツェニューク	A. デシチーツァ代行
で 行	2014-2~2016. 4	2014. 2~2014. 6
2014. 2~6	2017 2 2010. 7	2011.2 2014.0
		D カロノキヽ.
P. ポロシェンコ	V == 4= ::	P. クリムキン
2014. 6~	V. フロイスマン	2014. 6~2019. 8
	2016. 4~2019. 8	
V. ゼレンスキー	0. ホンチャルク	V. プリスタイコ
2019.5~	2019. 8~2020. 3	2019. 8~2020. 3
	D. シュミハリ	D. クレーバ
	2020. 3~	2020. 3~

僚の任免権は大統領から最高会議に移った。このような状況下で、同年3月に実施された最高会議選挙では、ヤヌコーヴィチ元首相を党首とする地域党が30%以上の得票を得て、ブロック「ユーリャ・ティモシェンコ」(BYT)や「我々のウクライナ」を押さえて第一党に台頭した。2004年憲法の定める「与党連合」(定数の過半数以上の議員で結成され、大統領に首相候補を提案する)の結成交渉は難航し、ユーシチェンコ大統領はヤヌコーヴィチ地域党党首を首相候補とすることに難色を示したが、政治勢力間の政策合意が成立し、2006年8月に第2次ヤヌコーヴィチ内閣(第1次はクチマ大統領期)が発足した。

他方、ヤヌコーヴィチ首相はそれまでの「外交は大統領、経済は首相」という仕切りを越えて大統領権限に挑戦するようになり、与党連合はまもなく決裂して「我々のウクライナ」は野党に転じた。2007年3月、ユーシチェンコ大統領は「我々のウクライナ」やBYTの複数の議員による与党連合への合流を憲法違反であるとし、最高会議の解散を要求した。同年9月に実施された期限前選挙では、地域党は第一党の座を維持したが、BYTと「我々のウクライナ・国民自衛」が過半数をわずかに超える「オレンジ与党連合」を結成し、第2次ティモシェンコ内閣が発足した。他方、一部議員の離脱を受けて「オレンジ与党連合」が崩壊する等、不安定な政治状況が続いた。

【2010年~:ヤヌコーヴィチ政権】

2010 年初頭に実施された大統領選挙では、ヤヌコーヴィチ地域党党首が決選投票でティモシェンコ首相を破り、大統領に就任するとともに、地域党、共産党、ブロック「リトヴィン」等の議員からなる与党連合が結成され、アザーロフ内閣が発足した。また、同年 10 月には、憲法裁判所が、政権の意を受けて、2004 年憲法を無効とする判断を行い、1996 年憲法(大統領に首相・閣僚の任免権がある)を復活させて大統領権限を強化した。さらに、2010 年後半からは、前政権閣僚に対する刑事訴追が始まり、ティモシェンコ前首相がロシアとのガス契約の際の職権乱用の疑いで逮捕され、懲役刑が確定した。ルツェンコ元内相に対しても同様の有罪判決が下され、欧米諸国はこれらの裁判プロセスに対し相次いで懸念を表明した。

2012年7月、地域党はロシア語等の地位向上につながるとされる「国家の言語政策の基本方針に関する」法律を強行採択し、国内外から批判の声が上がった。同年10月の最高議会選挙では、地域党、統合野党「祖国(バチキフシチナ)」(ティモシェンコ党首の同名政党とヤツェニューク党首の「変化の前線」党の共同戦線)、共産党の他、「ウダール」党及び「スヴォボーダ」党の2野党が新たに議席を獲得した。地域党は、共産党及び無所属議員の協力を得て過半数を維持し、アザーロフ首相を再任した。

【2013~14年:マイダン革命(尊厳の革命)及びクリミア・ドンバス問題】

2013 年に入り、前年の最高会議選挙で当選した野党及び無所属議員の議員資格が裁判所の決定によって剥奪される事例が相次ぐ等、民主主義状況の悪化が顕著となった。こうした状況下で、11 月、政府が EU との連合協定の交渉プロセスの停止を決定したことに抗議する市民が「マイダン」(独立広場)に集結したが、これを強制排除した警察特殊部隊が学生やジャーナリストに対し暴行したことが市民の更なる怒りを呼び、大統領・政府の退陣を求める数十万人規模のデモへと拡大した。2014 年 2 月 18 日から 20 日にかけては 100 名以上の死者を出す大規模衝突が発生し、21 日、ヤヌコーヴィチ大統領は野党指導者との間で 2004 年憲法の復活等を含む政治危機解決に向けた合意文書に署名したが、直後に行方不明となった。このような事態を受け、最高会議における承認を経た上で、トゥルチーノフ祖国(バチキフシチナ)党副党首を最高会議議長兼大統領代行、ヤツェニューク祖国党会派長を首相とする新政権が発足した(その後ヤヌコーヴィチ大統領がロシアに逃亡したことが確認された)。

一方、政権交代後の3月16日、ウクライナ南部のクリミア自治共和国において、自称「共和国政府」が 違法に実施し、多数の不正が確認された「住民投票」にてロシアへの「編入」賛成が大多数を占めた旨発 表され、同結果を根拠にロシアはクリミアを違法に「併合」した。ウクライナ政府は、同出来事をロシアによ る武力による違法占拠とし承認しない立場を発表している。その後、東部でもロシアから武器・人員の支援を受けた武装勢力等が行政府庁舎を占拠し情勢が不安定化し、ウクライナ政府は事態解決に向け「反テロ作戦」を開始した。5月25日、繰り上げ大統領選挙が実施され、6月7日、ポロシェンコ元経済発展・貿易相が大統領に就任した他、10月27日に繰り上げ最高会議選挙が実施され、12月2日、第2次ヤツェニューク内閣が組閣された。

【2015年~】

新政権は、汚職対策、司法・検察・警察改革、非中央集権化等を中心とした国内改革を進めており、一定の成果が見られている。ただ、国内改革のスピードにはばらつきが見られ、一部改革分野の遅れが指摘されることもある他、一部与党幹部が関与した汚職が継続されていることを非難する声もあがっている。2015年10月に実施された地方選挙に際しては、支持率の下落が明らかになったヤツェニューク首相の人民戦線党は参加しないことを決定、ポロシェンコ大統領のBPP党との選挙協力に回った。同地方選挙において、BPP党は各党間で最大の支持率を維持し、躍進を狙う祖国党等が事前の予想よりも低い支持率に留まったことから、ヤツェニューク内閣は当面活動を継続する流れとなった。

一方、同地方選挙後、2015年末の予算案採択の際等、与党連合内の自助党(サドヴィー党首)及び祖国党(ティモシェンコ党首)が政府の方針に反対するケースが多くなった。2016年2月には、アブロマヴィチュス経済発展・貿易相が政権内の汚職を暴露して辞任されたことを契機に内政の不安定性が明確になり、最高会議はヤツェニューク内閣による 2015年の活動を不適格と認める決議を採択。他方、同内閣不信任案は過半数の賛成を得られず否決され、ヤツェニューク首相に批判的な自助党及び祖国党が与党連合を離脱した。その後も内閣改造に向けた協議が継続され、4月にフロイスマン新内閣が組閣されパルビー新最高会議議長が選出された。フロイスマン新内閣は、汚職対策をはじめとする国内改革を積極的に進め、最高会議における司法改革部分の憲法改正法案の採択(未発効)を始め、最高裁判所の裁判官選考、非中央集権化、年金改革や保健改革等で一定の成果も見られた。2017年7月にロンドン、2018年6月にコペンハーゲンで開催された「ウクライナ改革のための国際会議」ではフロイスマン首相ら主要閣僚が改革の進展と今後の展望につき国際社会に対してアピールした。

2018 年 1 月には、「ドネツク・ルハンスク両州一時的被占領地域におけるウクライナ国家主権を保障する国家政策の特別性に関する法案」(ドンバス再統合法)を可決させ、ロシアを侵略国と規定するとともに、一時的占領の時間的及び地理的範囲の確定、厳戒令の発出される場合の指揮系統、被占領地域住民に対する施策等を明確化させた。また、同年 4 月末、ドンバス再統合法に基づき、「反テロ作戦」に代わる「統一部隊による作戦」が開始された。

【2019年5月~(ゼレンスキー政権発足)】

2019年3月に行われたウクライナ大統領選の結果、俳優兼コメディアンとして活躍していたヴォロディミル・ゼレンスキー氏が現職のポロシェンコ大統領(当時)に大差で勝利し、第6代ウクライナ大統領に就任した。同年7月に行われたウクライナ最高会議(国会)選挙においては、ゼレンスキー大統領が主導する国民奉仕者党が大勝し議会の過半数の議席を獲得。8月にはホンチャルク大統領府副長官(当時)が首相に任命され財務相や内務相を除くほとんどの閣僚が一新された。

ゼレンスキー政権の発足によってポロシェンコ政権時代の政府高官は一新されることとなったが、G7・EUやIMFをはじめとする国際社会との協力路線は維持され、特に司法改革や汚職対策、土地改革、民営化といった主要な国内改革は国際社会の意見を大いに取り入れる方向で継続された。2019 年 9 月には、ウクライナが 2014 年以降継続して取り組んできた汚職改革において鍵を握る高等反汚職裁判所(HACC)が設置され、汚職対策をはじめとする改革推進の大きな機運が高まった。

一方、2020 年 10 月にウクライナ憲法裁判所が国家汚職防止庁(NAPC)が管轄する公務員の電子資産 申告制度及び右制度に付随する NAPC の権限を規定する刑法規定が違憲である旨の判決を出したことに よって、ウクライナがこれまで行ってきた汚職改革の根幹を揺るがす事態が発生した(いわゆる「憲法危 機」)。ゼレンスキー政権はこの憲法裁による決定に徹底抗戦の姿勢を見せ、最高会議においてはNAPC の権限を早急に復活させるための法案を即座に採択しつつ、大統領令によって当時の憲法裁判所所長を解任するなど、NAPC の権限停止によって起こりうるとされた汚職改革の崩壊はひとまず防ぐ形となったが、政権側が司法の決定を強権的に否定する等三権分立の観点から禍根を残す形となった。

【2020年10月~】

2020 年 10 月、ゼレンスキー政権が発足して以降初めての地方選挙が行われた。当該選挙はゼレンスキーの党である与党「国民奉仕者党」にとっては地方においても自らの基盤を強固とするため非常に重要な選挙であったが、結果はほとんどの地方及び市長選において勝利することができず第二党以下に甘んじ、代々当該地方で影響力を持つ政治家(地方エリート)が票や議席を増やす選挙となった。 地方選挙後から年末にかけてゼレンスキー大統領及び与党「国民奉仕者党」への支持率は著しく低下し、ある世論調査会社によれば2021年2月頃には与党の支持率を最大野党である「野党プラットフォーム・生活党」の支持率が上回るまでになった。一方、同時期にゼレンスキー大統領及び国家安全保障・国防会議(NSDC)が主導して行ったウクライナ国内の親露系メディアへの制裁とそれに続く親露政党の議員への制裁導入以後ゼレンスキー大統領及び与党の支持率は持ち直し、現在では支持第一位を維持している。

2 外政概況

ウクライナは 184 か国と外交関係を樹立しており、世界に 83 大使館、8 国際機関代表部を有している。 また、ウクライナには 77 の各国大使館(実館)が開設されている(2019 年統計)。

(1)基本方針

2014 年の新政府発足及び同年 6 月のポロシェンコ大統領就任以降、欧州統合路線主体の外政方針を明確にし、EU 連合協定署名が実現した。日本を含むG7各国との外交関係強化も推進しており、当地においてもG7大使サポート・グループが活発にウクライナ政府と対話を行っている。他方、ロシアがクリミアを「併合」し、戦闘を含む東部の不安定化を行ったことにより、ロシアとの関係は急激に悪化した。2015 年 1月には、国内法で「非同盟」地位の無効化を決定した。

なお、2016~18 年は日本とウクライナがともに国連安保理の非常任理事国を務め、北朝鮮問題等で協力を行った。

(2)対 EU 関係·対米国関係

ウクライナは独立以降、一貫して欧州統合を最優先事項に掲げ、対EU関係・対米関係の拡大・深化に努めている。2009 年 5 月には、ウクライナは、ジョージア、アゼルバイジャン、アルメニア、モルドバ、ベラルーシと共に、EU「東方パートナーシップ・イニシアティブ」の対象国となり、連合協定締結に向けた交渉が進められてきた。一方、ヤヌコーヴィチ政権下では、2012 年 3 月に連合協定の仮署名が行われたものの、ウクライナ国内による民主主義状況の悪化及び改革の遅れ等により、欧米との関係は停滞した。このような状況下で、2013 年 11 月のビリニュスでの東方パートナーシップ首脳会合の直前に政府がEUとの連合協定の署名プロセスの停止を発表したことが契機となり、大規模反政府運動・マイダン革命(尊厳の革命)を経た政権交代に発展した。その後、新政府発足直後の 2014 年 3 月(政治部分)及びポロシェンコ大統領就任直後の 2014 年 6 月(経済部分)に連合協定の署名が実現、2017 年 5 月末には、連合協定のEU加盟国内の批准手続きで最後まで残っていたオランダ上院での批准が可決され、同協定は同年 9 月に発効した。クリミア「併合」及びドンバスでの戦闘を巡る情勢は困難な状況が継続するも、国際社会の支援を受けて連合協定履行に向けた各分野での国内改革が進行しており、同時に対EU関係・対米関係は着実に強化されている。また、2017 年 6 月 11 日からは、バイオメトリック・パスポートを所有するウクライナ国民に対するEU渡航の際の査証免除も始まった。2018 年 9 月、ポロシェンコ大統領は、EU・NATO加盟への道を憲法に明記する憲法改正法案を最高会議に提出した。

ゼレンスキー政権においても対 EU の重要性は維持され、就任後最初の訪問先としてブリュッセルを選び、EU及びNATO関係者と会談し、欧州統合路線の継続を明らかにした。また、2019 年 7 月にはキエフ

においてゼレンスキー大統領就任後初めてとなる第 21 回「ウクライナ・EUサミット」が行われた。また最近のゼレンスキー大統領をはじめとする政府高官による公式発言においては、ロシアとの文脈においてウクライナがEU・NATO加盟することの重要性を強調する動きが頻繁に見られるようになった。対米関係では、ドンバス紛争(東部紛争)の和平交渉において、現在の枠組みであるノルマンディ・フォーマット(ウクライナ、独、仏、ロシア)に加えて米国が和平交渉に関与するための新しい枠組み創設をウクライナ側は期待し米国に対し積極的なアプローチを繰り返しているが、現時点で右のような枠組み創設に関し関係国の同意に至っていない。

(3) 対ロシア·CIS関係

対ロシア関係に関しては、2010年2月に発足したヤヌコーヴィチ政権は、霧黒海艦隊駐留の2042年ま での延長及びガス価格の割引に関するパッケージ合意(所謂ハルキウ合意)に署名し、ユーシチェンコ政 権時代に悪化した二国間関係改善に努めるも、2000年代の度重なる「ガス紛争」後も継続するガス問題や 関税同盟との関係等を巡りロシアとの関係は複雑なままであった。その後、マイダン革命後の 2014 年に クリミアが「併合」されドンバス地方が武力により支配されて以降、対ロシア関係は急激に悪化している。 2014 年 6 月に就任したポロシェンコ大統領は、クリミア問題に取り組むと共にドンバス問題の平和的解決 に向けた取り組みを継続した。一方、同 7 月に 298 名の民間人死者を出したマレーシア航空機撃墜事件 が発生し、ロシア領からウクライナ領への砲撃が続き、ドネツク・ルハンスク両州にある対露国境検問地 点が武装勢力に奪取され、同8月後半以降は戦闘におけるロシア正規軍部隊の直接参加が指摘されるよ うになる等、ドンバスの状況は困難な状況が継続した。これらを受け、同9月に三者コンタクトグループ(ウ クライナ、ロシア、OSCE)及び武装勢力代表により状況解決に向けたミンスク議定書及び同覚書(所謂ミン スク合意)が署名された。その後、数次に亘り停戦が宣言されるも、武装集団側は戦闘を継続し支配地域 を拡大していった。2015年2月、三者コンタクトグループ(ウクライナ、ロシア、OSCE)及び武装勢力代表 により「ミンスク合意履行のための方策パッケージ」が署名された。ウクライナ政府は、ノルマンディ・フォ ーマット(ウクライナ、独、仏、ロシア)での対話を継続すると共に、ロシアを侵略国と認定し制裁を科す決 議・法律を採択、ドンバス地方一部地域をクリミア自治共和国同様にロシアによる被占領地と認定する等 の対応を採っている。また、2017年7月、ヴォルカー・ウクライナ担当米国特別代表が任命され、ドンバス 地方への国連ミッション設置についてスルコフ露大統領補佐官と数度に亘り会談を重ねてきたが大きな進 展は見られていない(同特別代表は 2019 年 9 月に同職を辞任)。2018 年 9 月、ウクライナはロシアに対 し、友好協力パートナーシップ条約(1997年署名)の終了の意思を通告した。

ゼレンスキー大統領はポロシェンコ元大統領による強硬的な対露アプローチと異なり、就任直後は直接的な対露批判を避け、捕虜交換等の人道面からのアプローチによってプーチン露大統領との対話を展開し、2019 年 12 月にはおよそ 3 年半ぶりとなるノルマンディ・フォーマット首脳会合が実現。加えて多数の捕虜交換について露側及び武装勢力との間で合意に達した。2020 年 7 月 22 日にはドンバス和平を話し合う三者コンタクトグループ(TCG)が武装勢力側と無期限停戦に合意したことを発表し、停戦合意後の数ヶ月間における戦闘行為は大幅に減少した。しかしその後戦闘行為は増加し、現時点でも散発的な戦闘が東部地域においてほぼ毎日起こり完全な停戦には至っていない。さらに、ノルマンディ・フォーマット首脳会議も2019 年 12 月以降行われておらず、TCG における交渉も膠着状態が続いている。

CIS に関しては、ウクライナは 1991 年のソ連邦崩壊と CIS 設立に際して重要な役割を演じたが、 CIS 憲章に署名しておらず、当初から CIS の正規加盟国ではない。ウクライナは CIS が超国家的機構となることには反対するとの観点から CIS 加盟国からなる軍事同盟や経済・関税同盟には参加しておらず、各加盟国との間では二国間ベースでの経済・軍事協力を行っている。 また、 CIS 共同防空システム設置、 CIS 経済裁判所への財政支出等、 CIS 内の統合を強める動きには加わらない方針を示している。 2018 年 5 月、ウクライナは、 CIS 憲章機関 (CIS 首脳会議等) への参加停止を正式に決定した。 また、ポロシェンコ大統領は、 CISの枠組みで締結された全ての国際条約を見直す旨発表した。

GUAM(ウクライナに事務局所在。ウクライナ・ジョージア・アゼルバイジャン・モルドバが加盟)に関して

は、加盟国以外の国・機関との関係でも、米国、ポーランド、EU 等との協力が進められており(「GUAM+」)、日本との間でも、2007年において初の「GUAM+日本」会合が開催された。「GUAM+日本」会合(次官級)は、現在まで7回に亘って開催されており、観光振興、防災、保健、税関等の分野で「GUAM+日本」の枠組みによる協力が行われている。特に、2017年9月及び2018年9月、ニューヨークにおいて河野外務大臣の出席を得て5回目、6回目の日・GUAM外相級会合が、2020年12月には中谷外務大臣政務官の出席を得て7回目の日・GUAM外相級会合が開催された。

3 ウクライナ憲法

1996 年 6 月 28 日に最高会議にて採択・施行された現行のウクライナ憲法は、ウクライナは共和国であると規定し、立法府(一院制の最高会議)、行政府(閣僚会議)、司法府(裁判所)の三権分立を明記している。また、国家元首たるウクライナ大統領は、国家主権、ウクライナの領土一体性、ウクライナ憲法の遵守、国民の権利と自由の保証人であるとされる。その他の特色として、クリミア自治共和国について 1 章を設け、国語をウクライナ語と規定しているほか、チェルノブイリ事故の後遺症克服についての規定がある。

2004 年 12 月、首相・閣僚の任命権を大統領から最高会議に移す等の重要な変更が加えられ、2006 年 1 月に改正憲法が施行。2010 年 10 月、憲法裁判所は採択過程で違反があったとして 2004 年の改正憲法を無効と判断し 1996 年の憲法が復活したが、マイダン革命(尊厳の革命)による政権交代後の 2014 年 2 月、2010 年の憲法裁判所判断を無効とする旨の法案が最高会議で採択され 2004 年の改正憲法が復活。

4 大統領

憲法の規定により、大統領は、元首として国家を代表し、国家主権、領土一体性、憲法、国民の権利及び自由を擁護する義務を負う。国民の直接選挙により選ばれ任期は 5 年で、2 期までの再選が可能である(憲法第 102-103 条)。大統領は、首相候補及び外相・国防相候補を最高会議に推薦(提示)する。この際、外相候補及び国防相候補については大統領が最高会議に直接推薦を行うことができるが、首相候補の推薦は与党連合の提案を受けて行わなくてはならない(同第 106 条)。なお、ウクライナ大統領は国家安全保障国防会議を主宰する(同 107 条)。大統領の権限は国家元首の地位に伴う象徴的職務、国家安全保障国防会議の主宰、法案拒否権等を有する他、職務執行のため大統領令及び決定を発出することができる(同第 106 条)。

なお、大統領が欠けた場合の代行は最高会議議長が務めることとなっている(同第 112 条)。

5 首相・閣僚会議(内閣)

閣僚会議は国の最高執行機関とされ、大統領及び最高会議に対して責任を負い、かつ最高会議により 監督される(憲法第 113 条)。首相のほかに第一副首相 1 名、副首相 3 名及び各省大臣にて構成される。 首相は与党連合による提案と大統領による推薦のプロセスを経て最高会議により任命され、外相及び国 防相は大統領の推薦に基づき最高会議が任命を行う。その他の閣僚は、首相の推薦により最高会議が任 命する(同第 114 条)。

また、最高会議の任期満了に伴う解散、首相の辞任及び最高会議における不信任案可決の際には、 閣僚会議は総辞職する。ただし、旧閣僚会議は新閣僚会議が活動を開始するまでは権限の行使を継続す る(同第 115 条)。なお閣僚会議は、憲法に基づいて最高会議の監督を受けることとされている(同第 85 条)。

6 ウクライナ最高会議(議会)

立法府は一院制であり、ウクライナ最高会議(ヴェルホーヴナ・ラーダ)と呼ばれる。憲法の定める議員 定数は 450(過半数 226)、任期は 5 年である。

議会の審議制度は、読会制を採用している。読会は本会議と同じく全議員で構成されており、政府又は議会内委員会から提出された法案、予算案等は、第一から第三までの3つの読会を経て、最終的に本会

議で可決される。採決は過半数が原則であるが、憲法の改正等、憲法に特別な規定のある場合には3分の2以上が必要である。議会で採決された法案は大統領の署名に回され、ここで大統領は署名を拒否する権利を有する。署名を拒否された法案は議会に差し戻され、議会がこれを再度3分の2以上の多数で可決した場合、大統領は法案への署名を拒否できない。なお再可決できなかった法案について、修正した上で再び議会の過半数で採択することは可能であるが、その場合、大統領は新たな法案と同様に署名を拒否できる。

最高会議は、大統領の推薦を受けて首相及び外相・国防相を任命し、首相の推薦を受けてその他の閣僚を任命する。また、定数の過半数以上の議員をもって結成される「議員会派連合」(与党連合)は、大統領に首相候補を提案する権利を有している。最高会議が閣僚会議の不信任案を可決した場合、閣僚会議は総辞職する。

7 選挙制度

ウクライナ憲法により、選挙権は 18 才以上、被選挙権は 25 才以上の国民に与えられている。

(1)最高会議選挙

最高会議議員の任期満了に伴う総選挙は、任期5年目10月の最終日曜に実施すると定められている。 2005年10月に改正選挙法が発効し、従来の小選挙区・比例代表併用から完全な比例代表制となった(各政党の足きりラインは3%)が、2011年11月の選挙法改正によって小選挙区・比例代表併用(各政党の足きりラインは5%)に再度変更された。

(2)大統領選挙

大統領は国民の直接選挙により、任期 5 年で選出される。任期満了に伴う選挙は、任期 5 年目の 3 月の最終日曜日に実施すると規定されている。大統領選挙の当選のためには、全投票者数の過半数の得票が必要である。いずれの候補者も過半数を獲得しなかった場合は上位 2 名の候補者による決選投票が実施され、より多くの票を獲得した候補者が当選する(過半数は必要とされない)。

8 地方制度

ウクライナは 27 の行政区、すなわち、1 つの自治共和国(クリミア)、24 の州、及び 2 つの特別市(キエフ、セヴァストーポリ)から構成されている。

州知事(州国家行政機関の長)は大統領が任命する。また、市長(セヴァストーポリ市を除く)、州及び市町村議会議員、市町村議会議長(セヴァストーポリ市を除く)は住民の直接選挙によって選ばれる。

キエフ市とセヴァストーポリ市の行政については特別の法律によって定められると憲法は規定している。 両市においては大統領の任命する行政長官が市政を司っていたが、キエフ市については 1999 年 2 月に 「英雄都市キエフに関する法律」が最高会議で採択され、同 5 月、同法に基づく初のキエフ市長選挙が行われた。

2015 年、非中央集権化の一環として「地域共同体の自主統合に関する」法律が採択され、複数の地域 共同体(市町村)から成る「統合地域共同体(フロマーダ)」の形成やそれに伴う財源移譲が進められてい る(2018 年 8 月現在、831 の統合地域共同体を形成。人口 700 万人をカバー)。

9 チェルノブイリ問題

(1)爆発事故

1986年4月26日、ウクライナの首都キエフ市北方約110キロにあるチェルノブイリ原発において、電源テスト中であった4号機(1983年運転開始)が暴走し爆発、192トンの核燃料のうち4%、広島型原爆約400発分の放射性物質(セシウム137は福島第一原発事故の約6倍)が大気中に放出された。これにより、ウクライナでは肥沃な農地、森林を含む5万平方キロメートルの国土(全国土の8%)が放射性物質によって汚染され、原発から30キロ圏内は立入禁止区域とされた。事故の原因としては、原子炉の設計上の問題と人的ミスの双方が挙げられている。

爆発後、60万名の「事故処理作業者」(ウクライナ、ロシア及びベラル一シの軍、消防士、警察官及び専門家等。うちウクライナより31万名)が同原発及び近隣地域において緊急救援活動に従事した。

(2)住民の避難

事故後数日間で、9.2 万名(同原発従業員の殆どが居住するプリピャチ市の全住民 4.9 万人を含む)及び 近隣市町村の住民数千名が安全地域へ避難した。更に 1990 年までに、5.2 万世帯家族、総計 16.5 万名が 強制移住の対象となった。チェルノブイリ原発従業員の殆どは原発に程近いプリピャチ市に居住していた ため、彼らの新たな居住地としてチェルノブイリ原発北東 50 kmにスラヴーティチ市が建設された。なお、チェルノブイリ原発周辺 30km は 30 年以上が経過した現在も立入禁止区域となっているが、ウクライナ政府 は同区域の観光資源化に努めており(2021 年から文化・情報政策省はチェルノブイリ地域のユネスコ世界 遺産リスト入りを目指している)、訪問者は年々増加している。

(3)健康被害

放射線の影響に関する国連科学委員会(UNSCEAR)2008 年報告書によれば、事故後、134 名が急性放射線障害を発症し、そのうち 31 名が被曝を直接原因として死亡した。また、事故後処理作業者の間で心臓血管及び脳血管疾患が増加したとの指摘があるものの、その原因を特定することは難しく、急性放射線障害以外でチェルノブイリ原発事故による放射線が直接の原因と認定されている疾病は小児甲状腺がん及び小児白血病である。 ウクライナ社会政策省によれば、2021 年 1 月 1 日現在、ウクライナで約 171.8 万人が事故被災者として登録されている。

(4)チェルノブイリ・シェルター建設プロジェクト

事故後 6ヶ月間で、4 号機全体をコンクリートで覆う建造物(石棺)が建設された。1997 年、G7 のイニシアティブにより、EBRD(欧州復興開発銀行)に「チェルノブイリ・シェルター基金」が発足し、国際社会の支援により石棺の維持管理を実施。その後、石棺の老朽化が問題となったため、2012 年 4 月、アーチ型の新シェルター(幅 257m、高さ 108m、 奥行き 150m、耐用年数 100 年)の建設が開始された(仏系企業体「Novarka」が建設を実施)。新シェルターは 2016 年 11 月下旬に 4 号機にかぶせられ、その後の内部構造物据え付け作業を経て、2019 年 7 月に EBRD 側からウクライナ側に引き渡された(引き渡し式にはゼレンスキー大統領も出席)。新シェルター建設の総工費は 15 億ユーロ。

(5)ロシアからの原子力の独立の動き

ウクライナの原子力発電所においては、長年ロシア(ソ連)製原子炉が使用されており、ロシアに大きく依存してきたが、近年、ロシアからの原子力の独立の動きが活発になっている。国有エネルゴアトム社はロシア製核燃料への依存度を減らすべく米Westinghouse 社製核燃料の導入を進め、2021年10月現在で、国内で稼働する原子炉 15 基のうち、ロシア製核燃料を使用しているのは 9 基のみとなっている。更に、Westinghouse 社と協力して新たな原子炉を建設する動きもある。

また、これまでウクライナ国内で生じた一部の使用済み核燃料はロシアに輸送され、再処理・保管されており、これに年間約2億ドルの費用を要していたが、今後はウクライナ国内でこれら使用済み核燃料を保管すべく、チェルノブイリ立入禁止区域内に集中貯蔵施設を2021年8月に完成させた。現在は稼動開始のため国家原子力規制院からの承認を待っている。

上記に加え、ロシアに送付済みの使用済み核燃料に関し、再処理後の放射性廃棄物をウクライナに引き取り貯蔵するための施設を 2023 年末までに建設すべく、2021 年 8 月に入札の開始が発表された。

(6) 日ウクライナ原発事故後協力合同委員会

2012 年 5 月に締結された「原子力発電所における事故へのその後の対応を推進するための協力に関する日本国政府とウクライナ政府との間の協定」に基づき、福島第一原発事故を経験した我が国と知見を共有するための日・ウクライナ原発事故後協力合同委員会が設置され、これまで 5 回開催(直近の第 5 回委員会は 2017 年 11 月に実施)している。

IV. 経済

1 ウクライナ経済の基盤

ソ連時代のウクライナは、連邦内の分業体制の中で、鉄鋼、造船、航空宇宙産業等の軍需産業、穀物生産を担っていた。これらの産業ストックは独立後のウクライナ経済成長を推進する上でも重要な役割を果たし続けている。特に、鉄鋼分野は輸出額も大きく、重要な産業となっている。また、豊富な黒土(チェルノーゼム)に恵まれ、伝統的に「欧州のパンかご」とも称されるなど、農業は重点的産業のひとつである。

2 ウクライナ経済の略史

(注:文中の GDP 成長率及びインフレ率は世銀データに基づく)

(1)独立~1998年

1991 年 8 月のウクライナ独立後、価格及び貿易の自由化に代表されるショック療法の結果、ハイパーインフレが巻き起こった。更なる価格自由化や公定歩合引き上げを含むマクロ経済安定化政策が実施された一方、増大する政府歳出やロシアからのエネルギー価格の高騰もあり、インフレの収束は困難を極めた。独立によりソ連時代の共和国間分業が機能しなくなったことも、工業生産の著しい落ち込みをもたらした。

1994 年夏に就任したクチマ大統領は、IMF の融資とガイドライン、世銀の経済支援等を背景に、①財務省の中央銀行からの大規模借入の廃止、②国有企業等への各種補助金の廃止、③価格の自由化の推進、④為替レートの一元化及び外貨市場の自由化、⑤企業の税負担の軽減を主な内容とする経済政策を実施し、インフレの収束に成功した。また 1996 年 8 月には 10 万分の 1 のデノミを実施し、同年 9 月に自国通貨「フリヴニャ」を導入した。

1998 年上半期には工業生産高がプラス成長を記録する等、ウクライナ経済は回復の兆しを示したが、同年 8 月のロシア金融危機により外国資本の急激な国外流失が起き、ウクライナ実体経済は深刻な打撃を受けた。

(2)1999年~2007年

ユーシチェンコ内閣(1999 年 12 月)によるラディカルな各種経済改革の結果、2000 年、ウクライナは独立後初めて GDP プラス成長(5.9%)を達成し、以降 9 年連続のプラス成長を記録した。ヤヌコーヴィチ内閣(2002 年 11 月)も経済改革を推進し、2004 年の GDP 成長率は 12.1%となった。

オレンジ革命を経て、欧米志向を旗印に掲げて就任したティモシェンコ内閣(2005 年 2 月)及びエハヌーロフ内閣(2005 年 9 月)は目立った成果を挙げることができず、2005 年の GDP 成長率は 3%までペースダウンしたが、第二次ヤヌコーヴィチ内閣(2006 年 8 月)は国内東部地域の企業家を有力な支持基盤として経済成長の強化に努め、2006 年には成長率 7.4%まで回復した。

(3)2007年~マイダン革命(第二次ティモシェンコ内閣~アザーロフ内閣)

第二次ティモシェンコ内閣(2007 年 12 月)は、同年 12.8%もの高水準に達したインフレ抑制を大きな経済政策目標として掲げつつ、2008 年 5 月にはWTOに正式加盟、EUとの自由貿易圏交渉を開始するなど、権を契機として道路・空港等のインフラ整備が進められ、景気の下支えに寄与した。しかしながら、同年は主力産業の鉄鋼生産が落ち込み、輸出の減少等から GDP 成長率は 0.2%の低成長に留まった。2013 年には鉄鋼、鉄道等のロシア向け輸出の落ち込みを受け、成長率が 0%となった。

(4)マイダン革命以後

2014年のマイダン革命以後の内政の混乱、ロシアによる違法なクリミア「併合」及びウクライナ東部での 紛争の長期化は、消費、投資及び生産の低迷、フリヴニャの下落、インフレの加速及び資本流出をもたら し、経済成長はマイナスに転じた(2014年の GDP 成長率は-6.6%、2015年は-9.8%)。対外債務等の財務 状況や国際収支状況は危機的水準に陥り、2015年の GDP 成長率は-9.8%、インフレ率は 48.7%を記録し た。

こうした状況の中、ヤツェニューク内閣(2014 年 2 月)及びフロイスマン内閣(2016 年 4 月)はIMFや世界銀行等の国際機関及び日本を含む各ドナー国からの支援を受けつつ経済改革を進め、ウクライナのマクロ経済は 2015 年を底として快方に向かった。2016 年には GDP が 2.4%のプラス成長に転じると共に、インフレ率は 14%に収束した。また 2017 年 9 月には EU との連合協定が完全発効した。

2017 年以降もウクライナ経済は比較的順調に推移し、2019 年にはインフレ率も一桁台の 7.9%となった。

また 2019 年初頭以降、外国人投資家によるウクライナ内国債の購入が飛躍的に増大し、同年末には 4 年 ぶりのフリヴニャ高を記録した。

しかしながら、2020 年に入ると、世界的なコロナ感染拡大とそれに伴う防疫措置の導入により、経済活動は阻害され、経済成長は再びマイナスとなった。IMF からの強い要求により、対 GDP 比でほぼ 2%強まで減少していた国家財政赤字は再び 5%以上まで増大し、公的債務も膨らんでいる。とはいえ、輸出の好調等を背景に、2021 年第 2 四半期からはプラス成長に転じており、同年の GDP 成長率は約 4%前後となることが予想されている。

<主要経済指標>

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
GDP 成長率(%)	5.5	0.2	0.0	-6.6	-9.8	2.4	2.4	3.5	3.2	-4.0
鉱工業指数(%)	8.0	-0.7	-4.3	-10.1	-12.3	4.0	1.1	3.0	-0.5	-4.5
消費者物価指数(%)	4.6	-0.2	0.5	24.9	43.3	12.4	13.7	9.8	4.1	5.0
農業生産指数(%)	20.2	-3.9	13.6	2.2	-4.8	6.3	-2.2	8.2	1.4	-10.1

出典:国家統計局

3 天然ガス関連

ウクライナはロシアの欧州向けガス供給で主要な経由ルート国の役割を担い、ロシアと天然ガス価格や輸入量等を巡る争いが絶えなかった。2014年のマイダン革命を経て、ウクライナはロシア産ガスの欧州向け供給の輸送は継続しつつ、国内向けにロシア産ガスの輸入は停止した。ポーランド、スロバキア及びハンガリーからの天然ガス輸入を行う(欧州からの逆送)ほか、国内での増産を急ぐなど、エネルギー供給源の多角化を進めている。

【2006年のガス紛争】

2005 年、親欧米のユーシチェンコ政権が成立すると、ロシアはウクライナ向け天然ガス供給価格をこれまでの3 倍に値上げすると提案した。これをウクライナ側が拒否すると、ロシア側は逆に更なる大幅値上げを提案し、年内の妥結に至らなかった。

2006 年 1 月 1 日、ガスプロムはウクライナ向けガス供給を停止し、ウクライナを経由する EU 向けロシア産ガスの供給量が低下するという事態を招いた。1 月 4 日、両国間で合意が達成され、輸入仲介業者としてロスウクルエネルゴ社が独占的にウクライナへのガス輸入仲介を行うなど新たな供給スキームが構築された。2007 年 12 月に発足したティモシェンコ内閣は、透明性のあるガス供給関係の構築を目指すとして仲介業者の排除に乗り出したが、ロシアとの間で再びガス債務問題が噴出するなど、交渉は難航した。

2008 年 10 月、ティモシェンコ首相はロシアを訪問し、プーチン首相との間でガス供給及び欧州トランジットに関する長期契約締結につき基本合意に達し、政府間メモランダムが署名された。同メモランダムでは、今後3年間での段階的な欧州価格への移行、仲介業者の排除、ウクライナによる債務完済等につき言及されている。しかしながら、2009 年の天然ガス価格については明記されておらず、またウクライナによる債務完済も金融危機の影響もあって12 月末までずれ込んだため、2009 年における供給価格について年内に妥結することはできなかった。

【2009年のガス紛争】

2009 年 1 月 1 日、ロシアはガス供給量を大幅に減少させた。ウクライナは自国のガス貯蔵を国内需要向けに回し、欧州向けトランジットを継続したが、ロシアは7日、ウクライナによるガスの抜き取りを主張し、欧州分も含めてガス供給を全面的に停止させた(ウクライナ側は抜き取りを全面否定)。そのため、一部の欧州諸国にガス

が届かない状況となり、チェコ EU 議長国を初めとする欧州諸国が仲介努力を開始した。12 日、ガスプロムはガス供給の一部再開を表明するも、ロシアが指定した供給再開ルートをウクライナは国内ガス供給確保の観点から受け入れがたいものであるとして拒否し、ロシア及び一部欧州諸国から強い批判を浴びた。

最終的に、1月17日のモスクワにおける両国首相会談を経て、19日、今後10年間のウクライナ向けガス供給契約及び欧州へのガス・トランジット契約が締結された。ウクライナへのガス価格は450ドル/1000立方メートルを基準価格として四半期毎に変更することとし、2009年第1四半期は20%割引の360ドルとなった。また、同年のトランジット料金は1.7ドル/1000立方メートル/100kmで据え置かれた。ユーシチェンコ大統領は本契約がウクライナにとって極めて不利なものであるとして批判している。

就任直後より対露ガス価格交渉を行うと宣言していたヤヌコーヴィチ大統領は、2010 年 4 月、ロシアとの間で、露黒海艦隊の駐留の 25 年延長と、ガス価格の 30%あるいは 100 米ドルの割引を組み合わせたパッケージ合意を締結した。この「ハルキウ合意」による割引を考慮しても露天然ガス価格が高止まりしていたため、ウクライナは 2009 年 1 月のガス供給契約の見直し、又は契約の価格算出公式の変更を求めていた。

【マイダン革命から現在までの動き】

2013 年 12 月、ヤヌコーヴィチ政権がEUとの連合協定の署名を見送ったことと引き替えに、ロシアはガス価格を 268.5 ドル/1000 立方メートルまで割引。しかし、同連合協定の署名見送りに端を発したマイダン革命を経て、2014 年 4 月、ロシア側は再びガス価格を値上げ(2009 年のガス契約に基づく 485 ドル/1000 立方メートル)。2014 年 5 月より、エッティンガー欧州委員会委員(エネルギー担当)の仲裁の下、ロシアーウクライナ間のガス価格交渉が続けられていたが合意に至らなかった。同年 6 月 16 日、ガスプロムは、ウクライナ側の債務未払いを理由にガス料金の前払い制を導入し、ウクライナに対するガス供給を停止した(同日、ウクライナ及びロシアはストックホルム国際仲裁裁判所に提訴)。

ロシアからのガス供給の停止を受け、冬期(2014年-2015年)のウクライナ国内向けガス供給が危ぶまれたが、ウクライナは欧州からの天然ガスの輸入を実施するとともに、ロシアとの交渉を継続。2014年10月31日、欧州委員会の仲裁により、ナフトガス・ガスプロムの両社は、2015年3月までのガス供給に係る合意(いわゆる「冬期パッケージ」)を締結し、ロシアからの天然ガス供給が再開された。同合意は2015年6月末まで延長されたが、6月30日、ガスに関するEU・ロシア・ウクライナ三者協議において交渉が決裂し、7月1日より再びロシアからのウクライナ向けガス供給は停止。その後、10月から11月にかけて、ウクライナが前払いを行った約20億立米分のガス輸入は実施されたが、11月25日、閣僚会議はロシアからのガス購入を停止する決定を採択した。以降2021年に至るまで、ウクライナはロシアからのガス直接輸入は停止し、欧州向けのトランジット分のみ受け取っている。

【ストックホルム仲裁裁判所におけるナフトガス・ガスプロム間の訴訟】

2016 年 9 月、ナフトガス及びガスプロムの間で 2009 年に締結されたウクライナ向けガス供給契約にかかるガス料金及びトランジット料金の支払い等を巡る仲裁裁判が開始された。2017 年 5 月、同訴訟に関する中間判決が出され、同裁判所はガスプロムからのテイク・オア・ペイ条項の適用の要求を退け、ナフトガスからの市場価格を考慮したガスの契約価格の見直しの要求を認めた。この他、同裁判所は、ウクライナによるガスの再輸出禁止を撤回した。2017 年 12 月、ストックホルム仲裁裁判所は「ガス価格」に関する最終判決を示し、ナフトガスの発表によれば、ガスプロムからナフトガスに対するテイク・オア・ペイ条項に基づく 2009 年から 2017 年までの計 560 億米ドルの支払い要求を棄却している。2018 年 2 月、ストックホルム仲裁裁判のうち「輸送」部分の最終決定が示され、輸送契約違反により、ガスプロムはナフトガス社に対して損失を補償する義務を負うこととなった。2017 年 12 月の「ガス料金」の最終決定と合わせると、ガスプロムはナフトガスに対して 25.6 億ドルを補償する義務を負った。ガスプロムは、2018 年 4 月にナフトガスとの間の輸送契約の破棄を求めてストックホルム仲裁裁判所に提訴。同年 7 月、ナフトガスは、欧州向けガス輸送契約における料金の見直しを求めて、ストックホルム仲裁裁判所に提訴。同年 7 月、ナフトガスは、欧州向けガス輸送契約における料金の見直しを求めて、ストックホルム仲裁裁判所に提訴。同年 7 月、ナフトガスは、欧州向けガス輸送契約における料金の見直しを求めて、ストックホルム仲裁裁判所に提訴した。

2019 年 12 月に 20 年以降のガス輸送契約でウクライナ・ロシアが最終合意に達したことに関連し、ロシアは

ストックホルム仲裁裁判所の決定に従い、29億ドルをナフトガスに支払うことを受け入れた。一方、ナフトガスは ガスプロムに対して提訴している訴訟をすべて撤回することで合意した。

【国内の天然ガス部門の改革】

ウクライナ政府はIMFなど国際機関や、EU諸国を始めとする国際ドナーの求めに応じ、ナフトガス社の再編及び国内の天然ガス部門の改革を進めている。

2014年9月10日、ナフトガス改革に関する法律が発効。この法律により、ガス輸送システム及び地下ガス貯蔵システムの管理に関し、欧米との合弁会社を設立することが可能となった(上記のガス輸送及び貯蔵システムは国家の所有物であることには変わりないが、賃貸をすることが出来る。また、合弁会社における国家の出資割合は51%を下回ってはいけない)。

2015 年 4 月 30 日には、天然ガス市場に関する法律が発効(同年 10 月 1 日以降の適用)。 同法律は、EUの第三次エネルギーパッケージに則り、(1)管理者、生産者及び供給者の分離(2)政府及び独立の規制当局の役割の明確化(3)自由な価格設定――を定めたもので、天然ガス市場を透明な形で投資家に開放し、競争を促すことが狙い。 同法に基づき、2019 年末に、ナフトガスからガス輸送会社(ウクライナ・ガス輸送システム・オペレーター) の分離(アンバンドリング)が完了した。ナフトガスの輸送部門(ウクルトランスガス)の輸送インフラを移管して設立された MGU 社(アンバンドリングに基づきガスパイプラインを運営することを想定して設立された国営企業)が、20 年からガス輸送を管理する。

2020 年 8 月から家庭向けガス料金の PSO(Public Service Obligation:政府が設定した計算式に基づき、ガス料金を設定)が廃止され、ガス小売価格が自由化された。

【ウクライナ経由の天然ガス輸送とノルド・ストリーム2】

2009 年に合意したウクライナ経由のガス輸送契約は 2019 年末に期限を迎え、ウクライナはEUを巻き込んでロシアとの契約延長交渉を行った。結果として 19 年 12 月、20 年以降のガス輸送契約について5年間の延長(2024 年まで)で最終合意に達した。輸送の最低保証量は 20 年が 650 億立方メートル、21 年以降が年間で 400億立方メートルとなる。ガス輸送料金は輸送量及び欧州の料金計算法に基づき、既存契約よりも若干引き上げられた。

ロシアからバルト海海底経由でドイツに天然ガスを輸送するパイプライン「ノルド・ストリーム2」は、ウクライナなどの反対にかかわらず、2021年に完成した。ノルド・ストリーム2に反対してきた米国はドイツとの関係を優先し、制裁を解除して建設を容認する方針に転じた。ロシアは黒海経由でトルコと結ぶパイプライン「トルコ・ストリーム」も 2020年に稼働し、対立するウクライナを経由しないガス輸送ルートの利用を増やそうとしている。21年10月、ロシアはハンガリーとトルコ・ストリーム経由でのガス供給契約を結び、ウクライナ経由でのハンガリー輸送は途絶した。2024年に契約が切れるロシアとのガス輸送契約の延長に向け、ウクライナは難しい立場に立たされている。

4 IMF との関係

巨額の対外債務を負うウクライナにとって、自国経済の再建のためには国際金融機関との協力が重要である。政府は IMF の提示する諸条件を尊重した経済政策運営を行っている。1998 年以降の IMF 融資の状況は以下の通り。

(1) EFF(1998~2002)

IMF は 1998 年 9 月、ウクライナに対し、約 25 億ドルの EFF(拡大信用供与措置)実施を決定した。しかしながらウクライナは、IMF の要求する諸条件を満たすことができず、2002 年 9 月、本件 EFF は約 38%(約 9 億 6600 万ドル)が実施されないまま終了した。2004 年 3 月、IMF は安定したウクライナ経済を評価し、新たに約 6 億ドルの SBA(スタンド・バイ取極)を承認(1 年間有効)したが、ウクライナ政府は同プログラムによる融資を利用しなかった。

(2) SBA(2008~2009)

2008年10月、国際的金融危機のウクライナへの波及や国際収支の急激な悪化等を背景に、IMFは約164億ドルのSBA(期間2年)を決定。特に、中央銀行の為替政策を含む金融部門の早急な立て直しが課題とされた。2009年11月までに計3回、合計約106億ドルがディスバースされたが、2010年の大統領選挙に起因する政治的混乱により、第4回以降は実施されなかった。

(3) SBA(2010~2012)

ヤヌコーヴィチ大統領の就任に伴い、2010 年 7 月に新たに約 151 億ドルの SBA(期間 29 ヶ月)が締結され、2011 年 3 月迄に計 2 回のトランシュが実施された。第 3トランシュについては、家庭用ガス価格の引き上げ等、IMF の求める諸条件が満たされないことを理由に、実施されないまま期限を迎えた。

(4) SBA(2014~2015)

2014 年 4 月、マイダン革命以後の厳しい経済情勢下において、IMF は、ウクライナに対し、総額 171 億ドル相当の新規 SBA を承認(ウクライナのマクロ経済安定化、財政部門・政策強化、エネルギー部門強化、ガバナンス・透明性向上、ビジネス環境改善等が目的)。同枠組みで 2 回のトランシュ (計 46 億ドル)を実施した。

(5) EFF(2015~2019)

更に2015年3月、総額175億ドルの新たなEFFプログラム(期間4年)が合意され、2017年4月までに計4回のトランシュ(計87億ドル)がディスバースされた。その後もウクライナはIMFが求める様々な経済改革の実施に努めたが、反汚職裁判所の設置や民営化改革の促進、家庭用ガス料金価格の値上げなどを実現することができず、第5回以降のトランシュは実現しなかった。

(6) SBA(2019~2020)

2018 年に入り、6 月にようやく反汚職裁判所の設置法案が採択に至り、11 月には家庭向けガス料金の段階的値上げが決定されると、IMF はウクライナの 2019 年国家予算の均衡化を条件に、上記 EFF に代わる新たなプログラムとして、39 億ドルの SBA(期間 14 ヶ月)に合意した。その後、右予算案が 12 月に最高会議で採択されると、IMF は直ちに SBA の第1トランシュ 14 億ドルをディスバースし、2019 年 1 月からのプログラムが開始された。

第2・第3トランシュはそれぞれ2019年中にディスバースされる予定であったが、選挙を巡るウクライナの内政の混乱を受けてIMFのレビューが進まず、これ以上のディスバースは行われないまま、新たなプログラムの実施についてIMFとの協議が進められた。その結果、同年12月、新たなEFFプログラム(3年間、55億ドル)についてスタッフレベル合意を達成したものの、ウクライナはIMF理事会での承認の条件となるいくつかの事前措置(特に銀行法および土地法の改正)を満たすことができず、実現には至らなかった。

(7) SBA(2020~2021)

2020 年に入り、上記の 2 つの法律改正を実現したこと、およびコロナの世界的感染拡大による打撃を受けたウクライナ経済への喫緊の支援実施の必要性を受けて、2020 年 6 月、新たな SBA(期間 18 ヶ月、50 億ドル)が開始され、第1トランシュ 21 億ドルが直ちにディスバースされた。このプログラムでは、ウクライナに対して汚職対策・司法改革、金融安定、エネルギー、国有企業のコーポレートガバナンス強化等の措置の実施が求められており、第 2 トランシュに向けたレビューミッションが 2020 年末からオンラインで実施されたものの、不十分な改革のために合意には至らなかった。ウクライナはその後も必要な措置の履行に努め、2021 年 9 月から再びレビューミッションが実施されている。

5 対外債務問題

マイダン革命以後、2014 年 2 月に発足した新政権は、2013 年末時点でのウクライナの対外債務残高が GDP の約80%に相当する約1,400 億ドルに達していたと発表。東部紛争の長期化を受け、ウクライナがデフォルトを回避するためには、IMF を中心とする国際機関や各ドナー国による金融支援が不可欠となっていた。

財務省は、2015 年 3 月に承認された IMF の EFF(拡大信用供与措置)プログラムの下での対外債務リストラに着手。2014 年 2 月 28 日以前に発生したソブリン債、政府保証外債、準ソブリン債(国営銀行、国営鉄道、キエフ市の債務等)につき、債権者との交渉を完了させることが求められていた 2015 年 8 月末、ウクライナ政府は、フランクリン・アドバイザーズ社を始めとするアド・ホック債権者委員会と、債務リストラの条件について合意。こ

れにより、元本の 20%削減が合意された他、本合意の枠内で、ユーロ債は 9 つの新たな債権に統合され(2015年 11月、右合意に基づく債券交換が実施済み)、元本の支払いは EFF プログラム(2015年 - 2019年)の終了後まで延期されることが定められた。

ただし、ロシアは上記の債務リストラに参加しておらず、12月、ウクライナは、いわゆる「ロシア債務」(2015年満期のロシアに対する約30億ドルの公的債務)に関し、返済のモラトリアムの導入を発表。これに対し、ロシアは、2016年2月に英国内の裁判所に本件を提訴、係争中となっている。

2020 年末現在のウクライナの公的債務は約900 億ドルであり、特にここ数年は外債返済のピークを迎えているため、国家予算の約1/3 が債務返済に充てられている。このため、ウクライナは中期国家債務管理戦略を策定すると共に、外国投資家によるフリヴニャ建て内国債の購入を促進するなどして資金調達に努めており、ウクライナ自身による市場での資金調達能力は向上しつつある。他方で、IMF や世銀をはじめとした国際社会からの低利による財政支援も不可欠である。

6 非公式経済(闇経済)

ウクライナ闇経済の対 GDP 比の水準は、2014 年の 36%から一貫して減少し 2019 年は 27%となったが、2020 年は 30%まで再上昇した。経済省はこの背景として、新型コロナウイルス感染拡大に伴う経済後退により、企業が損失を抑えるため税金逃れの傾向を強めたためとしていウクライナの闇経済が占める比率は他の中東欧諸国と比べても高いとされ、背景としては、①現金決済の経済、②銀行制度に対する信用の欠如、③税金逃れの頻発等がある。闇経済の大きさは税収の低下や汚職を招き、ウクライナの投資・ビジネス環境の悪さの一因となっているため、政府は対策として中小事業者へのレジ設置義務化やタックス・アムネスティ(過去の未申告資産を申告・納税した場合の特赦)の導入等を実施しているが、特に後者については有効性に疑問の声も上がっている。

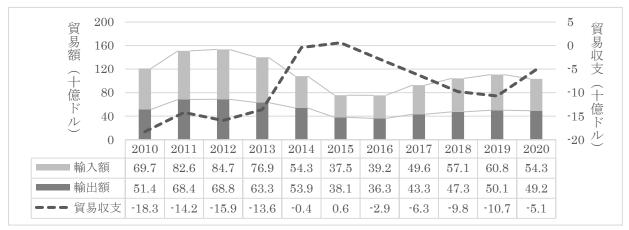
7 貿易と投資の動向

(1)貿易の概況

ウクライナは、2008年5月16日に152番目の加盟国としてWTOに正式加盟した。

2016 年には、ウクライナ・EU 間の DCFTA が暫定発効した。ロシアは、これに対する報復措置として、CIS 自由貿易協定の枠組みでのロシア・ウクライナ間の FTA の廃止(輸入関税の引上げ)、及びウクライナ産の農産物、原料、食料品に対する禁輸措置を実施した。対抗してウクライナも、同じく CIS 自由貿易協定の枠組みでの二国間 FTA を廃止するとともに、ロシア製品の一部(主に食料品)を禁輸する措置で対抗した。

ウクライナの貿易収支は赤字が続いており、2008年の貿易赤字は 183 億ドルに達した。2014年のマイダン革命後の急激な経済悪化を背景に貿易総額は 800億ドル未満に急落したが、2019年には貿易総額が 1,100億ドル超まで回復し、同時に貿易赤字も 100億ドル超に拡大した。2020年は経済危機による国内需要の低迷により輸入額が 543億ドル(前年比 10.7%減)、輸出額が 492億ドル(前年比 1.8%減)と、特に輸入の減少が大きく、貿易赤字額は約 51億ドルに低下した。



出典:国家統計局

(2)貿易構造の特徴

ウクライナは、天然ガス・石油等の鉱物性燃料や機械類を輸入し、穀物、鉄鋼製品・鉱石等を輸出している。

ア 主要輸出品目(2020年:国家統計局発表)

品目	金額(mln USD)	シェア
穀物	9,410.7	19.1%
鉄鋼	7,690.6	15.6%
鉱石	4,420.7	9.0%
電子機器	2,572.4	5.2%
機械類	1,914.2	3.9%

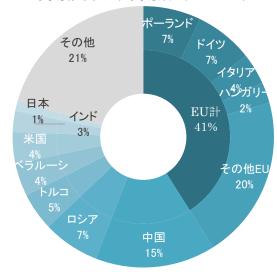
イ 主要輸入品目(2020年:国家統計局発表)

品目	金額(mln USD)	シェア
鉱物性燃料	7,982.4	14.7%
機械類	6,076.5	11.2%
輸送機器	5,506.7	10.1%
電子機器	5,476.2	10.1%
医薬品	2,523.2	4.6%

(3)主な貿易相手国(2020年:国家統計局発表)

ウクライナの貿易相手国は、対 EU 輸入・輸出が総貿易額の 41%を占める。国別では中国が 15%を占め 近年その比率が増加傾向にある一方、ロシアは 7%に留まり、対露貿易は年々減少傾向。特に 2019 年以 降は中国がロシアを超えてウクライナの最大の貿易相手国(国別)となっている。

<主な貿易相手国と総貿易額に占める比率>



(4)直接投資の動向

対ウクライナ直接投資は、東部紛争が発生した 2014 年以降減少し、2015 年の投資累計額は約 438 億ドルとなったが、そこから徐々に回復し、2019 年は約 514 億ドルに達した。しかし 2020 年は経済危機により再び減少に転じ、約 497 億ドルとなった。投資国別で見ると、キプロス、オランダ、英国などから投資が流入しているが、東部紛争、汚職の蔓延等によって、ウクライナへの直接投資は低く推移している。政府は投資促進の取組みを進めており、2020 年 12 月には大規模投資促進のためのインベストメント・ナニー法が成立した。

2020年の主要投資国の投資額は次のとおり。

投資国	直接投資額(億ドル)	シェア
キプロス	171.2	31.21%
オランダ	116.3	21.20%
スイス	33.5	6.10%
ドイツ	27.5	5.00%
英国	27.0	4.91%
日本	18.7	0.34%
合計	548.8	100%

出所: ウクライナ中央銀行

8 主要産業とその課題

(1)農業

ウクライナでは、広大で肥沃な黒土地帯で小麦、テンサイ、ひまわり等が栽培され、かつては「欧州の 穀倉地帯」と言われていた。ソ連邦末期からウクライナ独立初期にかけての 1990 年代には、深刻な財政 難による農業支援政策の欠如や農産物販売・価格の自由化、農地改革等のあおりを受けて、農業は大幅 な不況に陥った。他方、2000 年代に入ると、国による農業に対する補助金・優遇税制といった保護政策が 強化されたことにより、農業生産は回復に転じた。生産技術の近代化の必要性や構造改革の遅滞、農業 の荒廃による地質の悪化等の問題が指摘されているものの、小麦、砂糖、ひまわり油等の農産物は現在 も重要な輸出品であり、農業大国としての地位を占めている。2002 年には初めて飼料用穀物が日本に輸 出され、2019 年 8 月には日本への鶏肉の輸出が開始された。

農業投資の動きも観察され、農地取引やバイオエネルギー、国際的食糧供給基点としての視点からもウクライナ農業のウクライナ経済に占める重要性は拡大してきている。これに関連し、ウクライナ最高会議は2020年3月、これまで20年に亘り続けられてきた農地売買モラトリアムの撤廃を決定し、翌2021

年7月1日よりウクライナ国籍の個人による農地売買が可能となった。他方で、2021年10月現在においても、一部関連法の採択が行われておらず、さらにウクライナ法人や外国籍の個人による売買(2024年1月から可能となる予定だが、外国籍個人の売買は今後の国民投票で可決される必要がある)は禁止され、売買可能な面積に制限が設けられているため、現時点での農地市場開放による経済効果は十分とは言いがたく、今後の動向が注目される。

ウクライナ・ビジネス貿易協会の発表によると、2020年の農産物の輸出高は約222億ドルに達し(2019年は221億ドル)、過去最高となった。品目別では、ひまわり油が農産物輸出全体の24%を占め、とうもろこし(22%)、小麦(16.2%)がそれに続く。農産物の主な輸出先の内訳は、アジア諸国(33.6%)、EU(29.4%)、アフリカ(13.3%)となっている。ウクライナは世界最大のひまわり油の生産国・輸出国である。

また、2016 年 1 月 1 日、EU との DCFTA が暫定発効。これに先立ち、2014 年より、最大の農産物の輸出先であったロシアは様々な輸入規制を展開しており、DCFTA の暫定発効後は、主に食料品に対する貿易制限措置(禁輸措置、FTAの廃止による関税の引き上げ)を強化した。ただし、ウクライナの農産物輸出に占めるロシアの割合は、2015 年に既に約 2%、2020 年には 0.3%まで低下している。今後は、DCFTAに基づいた農業のEU基準への適応が急務となっている他、農業政策・食料省は、EU 以外の新たな輸出市場開拓のため、農業ミッションの派遣等を行っている。2017 年 8 月にはカナダとの FTA が発効し、2019年 1 月にはイスラエルとの FTA が署名された。トルコとの FTA についても現在交渉中である。

(2)重工業

鉄鋼業をはじめ重化学工業も盛んであり、鉄鋼は重要な輸出品目である。東部のドンバスは「鉄鉱の街」であり、帝政ロシアの頃より、同地域にはドネツ炭田とクリヴィー・リフの鉄鉱石を活用して鉄工業が興り、ドニプロ川の中流域に突出した一大重工業地帯が形成された。露天掘りのクリヴィー・リフ鉱山は世界最大の鉄鉱山として名高い。

しかし、2014 年 8 月頃から東部紛争が悪化し、同地域に存在する多くの鉄鋼関連企業が、原料の供給不足や輸送先(ロシア)の喪失などにより、操業停止または縮小を余儀なくされている。同年のウクライナにおける鉄鋼生産量は前年比 17.1%減、更に、2015 年の粗鋼生産量は前年比 16%減の 2,290 万トンとソ連崩壊の余波があった 1996 年以来最低の数字となり、ウクライナ最大の輸出産業としての地位を農業に譲ることとなった。近年は中国への輸出を拡大しているものの、鉄鋼生産は低調な状態が続き、2020 年生産量は 2,062 万トンに留まる。

鉄鋼業以外でも、旧ソ連時代には工業化が進み、ウクライナは高い技術力を備えた軍需産業コンビナートとして発展した。首都キエフにあるパトン電気溶接研究所の溶接技術は今も世界で屈指の水準を誇っているほか、黒海沿岸では造船業が盛んであり、旧ソ連時代には空母ミンスクをはじめ多くの空母や潜水艦がここで建造された。また、航空・宇宙分野でも高い技術を有しており、世界最大の輸送機アントノフ社の「ムリーヤ」、日本の衛星の打ち上げ実績もある商業ロケットの「ドニプロロケット」を製造している。(3)民営化

1992 年に民営化法が施行されて以降、ウクライナはソ連時代の遺産である国有企業部門を縮小するため、「国家財産基金」を設立し、90 年代に 6 万社以上の国有企業を清算・売却した。しかし、多くは透明性に欠けるプロセスにより市場価格以下で売却され、オリガルヒ形成の一因となった。

2014 年のマイダン革命後のポロシェンコ政権は、毎年 170 億フリヴニャ前後の野心的な民営化計画を打ち出し 2,000 社超を清算・売却したが、それでも実際に売却されたのは計画額の 1%前後に留まった。現在でもウクライナには旧ソ連諸国の中でも多い約 3,500 社の国有・地方政府保有企業が残り、特にステークホルダーが多くプロセスが複雑な大規模企業の民営化が遅れている。

2018 年 1 月、新たな民営化改革法案が採択され、これまで 7 本あった民営化関連法が 1 本にまとめられた。この法案により、民営化に係る手続きを簡素化し、電子プラットフォーム ProZorro での売却を規定されたことで迅速かつ透明に国の資産を売却することが可能となった。また、同法案は対象企業を大企業(資産の公正価額が 2.5 億フリヴニャ以上)または小企業(公正価額が 2.5 億フリヴニャ未満)の 2 つのグループに分類し、投資家保護や資産評価方法等につき定めた。

しかしそれでも大規模な民営化計画は停滞しており、2020年には新型コロナウイルス感染拡大による 経済危機を理由に大規模民営化が禁止された。また、同年には戦略的に重要な国有企業の売却を禁止 する法案も採択された。2021年に入ってから大規模民営化の禁止が解除され、「国家財政基金」により大 規模民営化の準備が進められている。

V. 国防

1 基本方針

ウクライナは、主権宣言(1990 年 7 月 16 日最高会議採択)において、「将来において軍事ブロックに属さない中立国となり、核兵器を使用せず、生産せず、保有しないという非核三原則を堅持する国家」となることを明らかにするとともに、その軍事ドクトリン(1993 年 10 月 19 日制定、2004 年、2012 年及び 2015 年改訂)において、ウクライナ軍の主たる任務を国家防衛と規定。また、2012 年の改訂では、国際協力活動等への積極的参加、軍人の社会的地位の向上、防衛産業の育成などを掲げた。

ロシアを含む CIS 諸国との関係については、ウクライナは個別に二国間軍事協力協定を締結しているが、 CIS 集団安全保障条約には加盟していない。また、NATOとの関係については、政権によって方針が異なり、例えば、ユーシチェンコ政権は NATO への早期加盟意思を表明していたが、ヤヌコーヴィチ政権は NATO に加盟しない方針を明確にしていた。

しかしながら、2013 年 11 月に始まったウクライナ反政府運動、2014 年 3 月のロシアによるクリミア「併合」、同年 4 月からのウクライナ東部情勢の不安定化により、国の基本方針は大きく変更され、ウクライナの非ブロック政策破棄に関する改正法案(2014 年 12 月 23 日)が可決、国家安全保障の基本に関する法律(2003 年 6 月 19 日)が改正された。これにより、「国家の優先事項は、EU及びNATO加盟を目的とした欧州政治・経済・司法へのウクライナの統合」、「国家安全保障問題の国家政策の基本的方向性は、NATO加盟に必要な条件達成を目的とした同機関との協力深化」とされ、対ロシア・CIS 諸国との友好関係維持に関する記述がすべて削除された。

同時に、内外政基本政策に関する法律(2010 年 7 月 1 日)も改正、「外政の基本政策は、NATO への加盟に必要な条件達成を目的とした NATO との協力深化」とされ、ウクライナの非ブロック政策に関する記述が全て削除された(2017 年 6 月に再び改正された同法律は、NATO への加盟追求と NATO との関係深化を、より直接的な表現でうたっている。)。

2015 年 9 月、ポロシェンコ大統領は、ウクライナの新たな軍事ドクトリンに関する大統領令に署名。本ドクトリンにおいて、ウクライナは、クリミア占領やドネツク・ルハンスク地域におけるロシアの軍事侵略という重大な軍事的脅威に直面しているとしたほか、EU 及び NATO への加盟条件を満たすことが出来るレベルまで、国家安全保障システムを包括的に改革すること等を課題として掲げている。

また 2018 年 7 月、ポロシェンコ大統領は国家安全保障法に署名。本法案は、NATO標準を目指すウクライナの軍事組織の改革(いわゆる「文民統制」の徹底を含む。)のための法的根拠として重視されており、 米国を始めとするNATO諸国はこれを歓迎する旨声明を発した。

2021 年 6 月、ブリュッセルにて開催された北大西洋条約機構(NATO)首脳会談にて、2008 年NATOブカレスト首脳会談における決定(ウクライナとジョージアの将来NATO加盟国になる)について再確認した。

2 国防機構

ウクライナ憲法では、大統領が軍の最高司令官として国家安全保障政策を立案する「国家安全保障・国防会議」を主宰するとしており、また、国外への部隊派遣及び外国軍隊のウクライナ領土内への駐留には最高会議の承認が必要と規定している。

陸軍、海軍、空軍及び空中強襲軍等により構成されるウクライナ軍は、2014 年までに約 10 万人規模に縮小される計画であったが、東部情勢等を受け、2015 年には総定員約 25 万人に拡大された。

ロシアによるクリミア「併合」により艦艇の約70パーセントを喪失した海軍については、2031年までに海軍

を再建する計画を掲げている。

なお、東部情勢等に対応するための予備兵力の確保を主たる目的として、2013 年に一度廃止した徴兵制を復活させるとともに、2014 年及び 2015 年に計 6 回実施した部分的動員により、約 21 万人を動員したが、2016 年末までにすべての動員が解除された。徴兵制は現在も続いており、2021 年ではウクライナ大統領の法令No.71 により、2021 年 10 月から 2022 年 12 月の間に 13,575 人の徴兵が決定された。

3 国防省•軍改革

旧ソ連の軍事上の前線と位置づけられ、攻撃的な性格の強い部隊が配備されていたウクライナは、ソ 連崩壊に伴い膨大な軍事施設と兵力及び装備品等をそのまま受け継ぐこととなった。

しかし、国家防衛を主任務とするウクライナ軍にとり、このような旧ソ連型の攻撃的で大規模な兵力は不要となったことから、国防に特化し、国力に応じた兵力の整備が推進された。特に、2000 年 2 月に策定された「軍事力整備計画」では、ウクライナ軍の NATO 標準化とコンパクトで機動性に富んだ部隊編成を目指す旨規定されたことから、国防省は、同計画に基づき、機構改革、部隊改編、兵力の削減、老朽化した装備品の用途廃止等の軍改革を実施。その結果、旧ソ連型の攻撃的な性格の強い軍隊から、国防を主任務とする軍隊への移行が進捗し、1996 年時点で合計約 70 万人いた軍人及び文官は、2007 年末には約20万人にまで削減された。このような中、2014 年からの東部情勢悪化により、兵力拡大へと方針が変更されたものの、NATO 標準化とコンパクトで機動性に富んだ部隊編成との改革の基本的なコンセプトは引き続き維持されている。

2002 年から 2003 年にかけ、NATO の協力を得て国防計画の見直しを実施し、2004 年には今後の軍改革の方向性と最終的な目標を明示した初めての「戦略国防報告」を公表するなど、ウクライナの国防省・軍改革において NATO は大きな役割を果たしてきた。このような NATO による支援は、ウクライナ危機以降拡充され、各種ドクトリン類の策定・改訂に関する支援から、国防省・軍改革関連の助言、非殺傷装備品の供与や教育訓練支援等、活発に行われている。特に、2015 年には「国家安全保障戦略」(5 月)及び「軍事ドクトリン」(9 月)が、また、2016 年には「戦略国防報告」(7 月)が、NATO の支援を受けつつそれぞれ改訂されたことにより、ウクライナ危機を受けたウクライナ軍のあるべき姿や、そのための具体的施策を示すドキュメント類が整備された。

これに加え、2016 年 7 月にワルシャワで行われた NATO 首脳会議において、13 分野 40 項目に及ぶ「対ウクライナ支援包括パッケージ」が採択されたことにより、今後更に実務的な対ウクライナ支援と、それによるウクライナ国防省・軍改革が進められることとなった。

現在、2018 年 7 月に成立した国家安全保障法に基づき、文民統制の徹底やNATO標準の導入に向けた改革が進められている。また、2021 年 3 月には、国防省による新国家安全保障戦略に基づくウクライナの軍事安全保障の戦略が承認され、軍改革への道筋及び優先順位等が示された。

4 核兵器の撤去

独立後、旧ソ連から引き継いだ大量の核兵器の処置を巡っては、当事国であるウクライナを含む各国の思惑から紆余曲折を経ながらも、戦術核は 1992 年 5 月までに、また、戦略核は 1996 年 6 月までにすべてロシアに移送された。また、1994 年 12 月の NPT 加盟(START—1 も同時に発効)に伴い、ウクライナは米国の財政・技術支援を受けつつ、ICBM(SS-19 及び SS-24)のサイロを廃棄するとともに、ミサイル本体の解体も行い、START—1 に定める規定を履行した。

ミサイルの解体に伴って生じた約 5000t の有毒な固体燃料については、米国の支援を受けつつ、無毒化及び民生転用処理が現在も行われている(2018 年完了予定)。

2010 年 4 月の核セキュリティ・サミットにおいて、ヤヌコーヴィチ大統領とオバマ米大統領は、核兵器に用いられる高濃縮ウランをウクライナが 2 年間で放棄するため、米国が必要な技術・財政援助を行うと謳うウクライナ・米共同宣言を発表、同宣言に基づき、2012 年 3 月までにすべての高濃縮ウランがロシアに移送された。

5 北大西洋条約機構(NATO)加盟問題

ウクライナは、1994 年に他の CIS 諸国に先駆けて「平和のためのパートナーシップ(PfP)協定」に署名したのに引き続き、1997 年には「ウクライナ・NATO 間の特別な関係に関する憲章」に署名し、NATO との関係を強化する姿勢を明確にした。

また、2001 年 9 月に勃発した米国における同時多発テロ以降、米国を含む NATO とロシアとの関係改善が図られる等、国際情勢が大きく変化する中で、ウクライナ国家安全保障・国防会議は、2002 年 5 月、「ウクライナの NATO 加盟に向けた準備に着手する」決議を採択、7 月にはクチマ大統領が大統領令に署名する等、中・長期目標としてウクライナの NATO 加盟の意思を内外に示した。

これを受け、同年 11 月に開催された NATO プラハ・サミット「NATO・ウクライナ委員会」において、ウクライナのNATO 加盟に向けた「改革のための行動計画」及び「年次目標計画」が採択された。2004年には、NATO の全面的協力を得て「戦略国防報告」及び新しい「軍事ドクトリン」が作成されたほか、ウクライナ国内における NATO の軍事活動に対する支援を定めた「ホストネーション・サポートに関する覚書」が交わされた。

2005 年にユーシチェンコ政権が発足すると、ウクライナは NATO への加盟意思をより明確に表明し、同年 4 月には「NATO・ウクライナ間協力の強化」に関する文書が署名され、「強化された対話」の枠組みによる NATO・ウクライナ委員会と北大西洋理事会会合(6 月及び 10 月)が行われるなど、加盟に向けた協議等が活発化した。実態面においても、ウクライナ軍は国内外で実施される NATO 軍の演習に部隊を頻繁に参加させるほか、ウクライナ軍人を NATO 諸国に派遣して教育・訓練を受けさせてきた。

このように、国防省及び軍において NATO 加盟に向けた努力が継続される中、2006 年 8 月に首相に就任したヤヌコーヴィチ地域党党首は、国民のコンセンサスの低さを理由に、当初目標とされていた同年 11 月の NATO サミットにおける加盟行動計画への署名を見送った。2007 年 2 月、ユーシチェンコ大統領は、EU、NATO 加盟路線を確認する国家安全保障戦略に署名したほか、機会を捉えて NATO 加盟方針を繰り返し表明、2008 年 1 月には、NATO への参加意思を表明する大統領、首相、最高会議議長連署による書簡(所謂「三者の書簡」)を NATO 事務総長宛に送付した。これに対し、地域党を始めとする野党側は、「三者の書簡」の撤回等を求めて最高会議演台等を封鎖し、議会が約1か月半空転する事態となったが、2008 年 3 月 6 日、各政治勢力間の合意の下に再開された議会において、「NATO 加盟は全国レベルの国民投票の結果によってのみ決定される」旨の議定書が採択された。この影響から、2008 年 4 月の NATO ブカレスト・サミットでは、ウクライナの将来的な加盟については合意されたものの、ウクライナの加盟行動計画(MAP)への参加は見送られた。

2010 年 2 月に就任したヤヌコーヴィチ大統領は、ウクライナは NATO に加盟する計画を有していないと発言。同年 7 月には、ウクライナの地位を「非同盟」とし、あらゆる軍事・政治ブロックへの参加を拒否する旨を規定した「ウクライナの内外政方針に関する」法律が成立した。ヤヌコーヴィチ大統領は、NATO との積極的な協力は継続する旨述べていたが、同法律により、ウクライナの NATO 加盟は不可能となった。他方、2012 年 6 月改訂の「国家安全保障戦略」では、非同盟を維持しつつ、NATO との建設的な協力の継続を規定していた。

このような中、2013 年 11 月のウクライナ反政府運動以降、状況が一変したのは上述のとおりである。(「1基本方針」参照)

2016 年 7 月にワルシャワで開催された NATO サミット以来、NATO のウクライナに対する実際的な支援について、ウクライナ向けの包括的支援パッケージ(CAP)が示された。2017 年 6 月には、ウクライナ議会は、戦略的な外交・安全保障政策の目的として、NATO のメンバーシップを復活させる法律を採択し、2019年に、ウクライナの憲法の対応する改正を発効した。2020年 9 月、ゼレンスキー大統領は NATO の加盟を目的とする NATO との独自のパートナーシップの発展を規定した新国家安全保障戦略に署名した。

6 軍事国際協力

ウクライナは、独立当初から国連平和維持活動に積極的に参加した重要な国である。国連平和維持活動(UN PKO)の強力な支持者でもあり、これまでウクライナの 37、000 人以上の軍人および民間人が、世界中の約 20 の平和維持活動の任務を遂行し、52 名のウクライナ兵が国連平和維持活動中に命を落としている。

ウクライナは、アフガニスタン、アンゴラ、ボスニア、ヘルツェゴビナ、クロアチア、コンゴ民主共和国、東ティモール、エリトリア、エチオピア、ジョージア、グアテマラ、イラク、コソボ、レバノン、マケドニア、シエラレオーネ、タジキスタンに展開した実績があり、500人以上(461人の軍人と67人の警官)が現在、7つの国連平和維持活動(コンゴ民主共和国、キプロス、コソボ、コートジボワール、リベリア、南スーダン、東ティモール)で活動している。ウクライナは、平和と安全の維持における国連の主導的役割を強化し、その平和維持能力を強化することに引き続き取り組んでいる。

VI. 文化

ウクライナ国民の多くは文化・芸術への関心が高く、キエフ市の国立オペラ劇場をはじめ、主要な都市には劇場、交響楽団、音楽・芸術クラブ等が存在する。また、伝統的な民族音楽、宗教音楽が一般の人々の間でも広く親しまれている。ウクライナにゆかりのある芸術家は以下の通り。

● タラス・シェフチェンコ(Taras H. Shevchenko :1814–1861)

キエフ生まれのウクライナの国民的詩人、画家。1840 年に詩集「吟遊詩人」を発表、ウクライナの国民的詩人としての地位を確立した。反帝政、反専制の態度を崩さず、抑圧されたウクライナ人の悲しみを詠い続けた(100 フリヴニャ紙幣に肖像が印刷されている)。

●イヴァン・フランコ (Ivan Franko: 1856–1916)

ウクライナの作家、思想家、評論家、言語学者、翻訳家。オーストリア・ハンガリー帝国においてウクライナ民族解放運動や文化振興運動に関わり、小説や詩の執筆に加え、ウクライナ語研究に大きな関心を寄せ、言語学に関する多くの論文を著した(20 フリヴニャ紙幣に肖像が印刷されている)。

●レーシャ・ウクラインカ(Lesia Ukrainka: 1871–1913)

ウクライナの女性作家、詩人、翻訳家、文芸評論家。ウクライナ民族解放運動に関わる傍ら、多くの文芸評論、翻訳、詩集を発表し、晩年には最高作とされる詩劇「森の歌」を執筆した(200 フリヴニャ紙幣に肖像が印刷されている)。

●ゴーゴリ(Nikolai V. Gogol:1809-1852)

作家、劇作家。ウクライナ中部の小村ソロチンツィ生まれ。1830 年ウクライナの農村を舞台にした短編「イワン・クパーラの前夜」を含む小説集により一躍文名をあげる。「検察官」、「隊長ブーリバ」、「死せる魂」、「外套」などの作品がある。

●ムソルグスキー(Modest P. Musorgskii:1839-1881)

ロシアの作曲家。彼の代表作である組曲「展覧会の絵」の中の一曲である「キエフの大門」は、キエフ市内の中心部にある。

●プロコフィエフ(Sergei S. Prokofiev :1891-1953)

ウクライナ生まれのロシアの作曲家。1891 年エカテリノスラフ(現ドニプロ)近郊のソンツォフカ生まれ。 バレエ音楽「ロメオとジュリエット」、交響詩「ピーターと狼」等が有名。

●ホロビッツ(Vladimir Horowitz :1904–1989)

20 世紀を代表するピアニスト。キエフ市生まれ。1940 年に米に移住。キエフでは 1995 年より、彼に因み「ホロビッツ記念国際ピアノコンクール」が開催されている。毎回数名の日本人奏者が同コンクールに参加し、優勝・入賞等を遂げている。

●その他、ウクライナ出身の作家ではイリヤ・エレンブルグ(1891-1967)、ミハイル・ブルガーコフ(1891-1940)、イサーク・バーベリ(1894-1941)、アンドレイ・クルコフ(1961-)、音楽家ではエミール・ギレリス(1916-1985)、ダビッド・オイストラフ(1908-1974)、スヴャトスラフ・リヒテル(1915-1997)、アイザック・スターン(1920-2001)、画家ではイリヤ・レーピン(1844-1930)、舞踏家ではヴァーツラフ・ニジンスキー(1890-

| Ⅷ. 宗教事情(正教会を中心に)

1 概観

ウクライナでは、神を信じるなど宗教が生活の一部にあるとする者は全体で4分の 3 を占めており、旧 ソ連諸国の中では相対的に宗教心が強い国であるとされている。これは、ウクライナ西部がソ連の一部で あった期間が主に第二次世界大戦後に限られたためとも考えられ、現在でも西部では中・東部に比して深 い信仰心を有する者が多い。何らかの宗教組織に属していると認識している国民は約4割程度であり、う ち、9割がキリスト教である(正教会が72%、ギリシャ・カトリックが14%)。

正教徒を多く擁する主要国には独立した正教会が存在するが、従来、ウクライナには独立した一つの正教会がなく、ロシア正教会(モスクワ聖庁)の権威を認めるウクライナ正教会、ウクライナ独立後にモスクワ聖庁から分裂したウクライナ正教会キエフ聖庁、更には 1921 年に創設され、戦後からウクライナ独立までは海外に逃れていたウクライナ自治正教会の3つに分裂していた(経緯等の詳細は後述)。2018 年にはモスクワ聖庁の一部を含む形でウクライナ正教会の統一が実現し、2019 年 1 月にはキエフ・ルーシのキリスト教化以来ウクライナ正教会を管轄してきたとする東方正教会の最高権威であるコンスタンティノープル総主教庁に独立が認められる予定である(詳細後述)。

カトリック教会については、1596年、ポーランド・リトアニア共和国でコンスタンティノープル総主教の庇護下にあったウクライナ正教会のうち、東西教会合同に賛同する主教らによってローマ教皇の首位権を認め、カトリック教会と合同させることで誕生したギリシャ・カトリック教会の教徒が多い(宗教組織に属する国民の約14%。なお、ローマ・カトリックは同約2%)。ギリシャ・カトリックは、18世紀にはロシア帝国及び正教会からカトリックに寝返った「裏切者」として弾圧を受け、本拠地を当時オーストリア・ハンガリー領であった西ウクライナのリヴィウに移した。また、1946年にこの地域がソ連領となると、ギリシャ・カトリックはソ連当局により禁止された。ウクライナ独立前のソ連のペレストロイカ期になると、教皇ヨハネ・パウロ2世の働きかけによりギリシャ・カトリックはようやく合法化され、2005年には大司教座を首都キエフに移した。

その他、クリミアの先住民族であるクリミア・タタール人はイスラム教徒であり、ユダヤ人にも熱心なユダヤ教徒が多い。ウクライナではキリスト教の習慣とされるものの中にも土着の信仰に起源を有するものが見られる。

2 ウクライナ正教会の略史

988 年、キエフ・ルーシを支配していたウラジーミル(ヴォロディーミル)大公は、クリミアのヘルソネスにおいて東方正教会の最高権威であるコンスタンティノープル総主教庁の司祭から洗礼を受け、キリスト教を国教化した。その後、キエフは東スラヴ世界におけるキリスト教の中心地として栄えるが、13世紀にタタールの侵攻を経て、キエフ府主教庁の中心はウラジーミル、そしてモスクワへと移っていった。その後、1453 年にオスマン帝国がビザンツ帝国を滅ぼすことで、コンスタンティノープル総主教庁の影響力が低下し、1448 年、モスクワの正教会はロシア正教会として独立した。さらに、1589 年にはコンスタンティノープル総主教はロシア正教会のトップを総主教とすることを認めた。他方で、この頃のキエフでは、コサックの棟梁(ヘトマン)が正教会の再建を進め、1633年にはコンスタンティノープル総主教庁はキエフ府主教庁が同総主教庁傘下であることを改めて認めた。しかし、勢力を増したロシア正教会はキエフ府主教庁を管轄する決定を行い、1686 年、コンスタンティノープル総主教庁も書簡(トモス)をもってそれを認めた。(この決定は、現代におけるウクライナ正教会の独立において、その教会法上の解釈が論点となった。)

以降、ウクライナの正教会はモスクワ聖庁(全ルーシの正教会)の傘下とされてきたが、20 世紀に入ると、ロシア革命に続くウクライナ人民共和国の成立後、正教会においても独立の動きがあり、ウクライナ自治正教会が設立されるもソ連当局により禁止された。同教会は 1942 年にポーランド正教会の支援を得てドイツ支配下のウクライナ領において復興するが、第二次世界大戦後はソ連当局により再び禁止され、聖職者らは北米などに逃避した。

1980 年代後半、ソ連のペレストロイカ及びウクライナ独立運動がきっかけとなり、ウクライナ自治正教会はウクライナに戻り活動を再開した。一方、ロシア正教会では 1990 年にアレクシー2世が総主教に選出され、キエフ府主教のフィラレートに対して自治を認めた。翌 91 年にウクライナが独立すると、ウクライナ正教会の主教会議(ソボル)においてフィラレートを首座主教とする独立正教会の創設が採択されたが、モスクワ聖庁(ロシア正教会)はこれに抗してハルキウで主教会議を開き、ヴォロディーミルを府主教とするウクライナ正教会をキエフ・ルーシの洗礼以来の系譜を引く唯一の教会として承認した。従って、独立ウクライナでは、自治正教会、ウクライナ正教会キエフ聖庁、モスクワ聖庁傘下のウクライナ正教会と、3つの正教会が並存することとなった。このうち、世界の主要な正教会からその教会法上の合法性を承認されていたのは、モスクワ聖庁の傘下にあるウクライナ正教会のみであった。

3 正教会の統一と独立

独立ウクライナでは、その後もウクライナ正教会の統一と独立に向けた動きがあったが、事態が大きく動いたのはキエフ・ルーシの洗礼から 1030 年を迎えた 2018 年である。これは、2014 年にロシアが行ったクリミア「併合」を端に発したロシアとの紛争により、ウクライナ人の中に自分が所属する正教会がプーチン大統領に近いとされるモスクワ聖庁傘下にあることに疑問を感じたこと、また、ウクライナの指導者がロシア政府は正教会の影響力を利用してウクライナの内政に関与していると感じたためである。キエフ聖庁、自治正教会に加え、モスクワ聖庁の一部主教が、コンスタンティノープル総主教にウクライナ正教会に対する独立の地位付与について請願した。4月には、ポロシェンコ大統領もコンスタンティノープル総主教にウクライナ正教会の独立付与を要請し、最高会議もこの動きに賛同した。

9月には、コンスタンティノープル総主教庁の主教会議において、ウクライナに 2 人の総主教代理(エクザルフ)を派遣することを決定し、ウクライナの正教会統一に向けた準備作業が進められた。10 月には、再び主教会議において、①1686 年のモスクワ聖庁がキエフ府主教を任命するという管轄権を認めた書簡は当時の事情に鑑みて発出された一時的なものであり現在は無効であること、②モスクワ聖庁によるフィラレート・ウクライナ正教会キエフ聖庁総主教庁等の破門は無効であり、教会法上の合法な聖職者であること、③ウクライナ正教会が統一される際には独立の地位を付与することを決定した。

12月には、ウクライナ正教会の統一のための主教会議(ソボル)が開催され、モスクワ聖庁の2名の主教を含む3つの正教会の主教らが参加。エピファニーが首座主教に選出された。エピファニー首座主教は、2019 年1月にコンスタンティノープル総主教庁に赴き、バルトロメオ1世総主教からウクライナ正教会独立の決定文書(トモス)を受領した。

この結果、ウクライナにおいてモスクワ聖庁の下ではなくキエフを中心としたロシアと対等な正教会がウクライナに誕生した。モスクワ聖庁にとってウクライナ正教会を失うことは、正教会で最大の勢力であるという立場(モスクワ聖庁は、かねてよりモスクワはローマ及びコンスタンティノープルに続く「第3のローマ」であるとして正教会の中においても特別な地位を要求していた)やキエフ・ルーシの系譜や聖アンドレアのキエフ訪問に端を発する使徒教会としての権威を大きく失う可能性もある。一方、ウクライナ正教会にとっては、依然として一部に留まっているモスクワ聖庁系の正教会から統一・独立した新しい正教会への合流がさらに進むのか、モスクワ聖庁への残留を望む者に対する権利が保証されるのか、モスクワ聖庁が反対する中で各国の正教会がコンスタンティノープル総主教庁に続いてウクライナ正教会を認めるのかといった点が注目される。

Ⅷ. 対日関係

ウクライナには 1902 年~1934 年にかけてオデッサに我が国領事館が開館されており(一時的に閉鎖されていた時期もあった)、旧ソ連時代より姉妹都市提携(キエフ・京都、オデッサ・横浜)や文化交流が行われていた。1991 年 8 月のウクライナの独立後、翌 1992 年 1 月に外交関係が樹立された。

なお、第二次世界大戦後には、旧ソ連に抑留された日本人の内約 4,000 名がウクライナに移送され、採

石などの労務に当たった(当時の抑留者の談)。その内約200名が当地で死亡したとされている。

1 要人往来

●クチマ大統領訪日(1995年3月)

ウクライナ元首として初めて訪日。村山総理との首脳会談において日本輸出入銀行からの 1.5 億ドルの アンタイドローン及び 0.5 億ドルの輸出信用供与が表明され、両国外相間で旧ソ連時代に締結された条 約の承継を確認する書簡が交換された。共同声明においてウクライナは日本の国連安保理常任理事国 入りへの支持を表明。

- ●池田外務大臣ウクライナ訪問(1996年6月) 両国関係の拡大強化、ウクライナへの改革支援の継続を表明した。
- ●ウドヴェンコ外相訪日(1997年5月) 日本の政府開発援助(ODA)供与に関する協議が開始された。なお、同外相は 1998年3月にも国連総会議長として訪日した。
- ●国会議長の相互訪問

1997 年 8 月に斉藤参議院議長がウクライナを訪問した。2003 年 5 月にはリトヴィン最高会議議長が訪日、広島等を訪問し、核の被害を受けたという両国の共通点を基礎に両国関係を発展させるべきであると表明した。

- ●川口外相のウクライナ訪問(2003 年 8 月) ズレンコ外相と会談し、核不拡散の基本的立場を確認するとともに、政治・経済分野での協力発展の意思を表明する共同コミュニケに署名した。
- ●ユーシチェンコ大統領訪日(2005年7月)

ウクライナ大統領の訪日としては 2 回目のもの。小泉総理と会談し、「21 世紀における新たなパートナーシップに関する共同声明」を発出、日本・ウクライナ協力委員会の設立に合意。また、ウクライナの WTO 加盟に関する二国間文書の署名を行った他、「科学技術協力に関する共同記者発表」を発出。

- ●麻生外相のウクライナ訪問(2006 年 6 月)
 - ユーシチェンコ大統領訪日時に合意された日本・ウクライナ協力委員会第一回会合をタラシューク外相との間で開催、同委員会の活動に関する覚書に署名。また、文化無償案件にかかる文書に署名。
- ●オフリズコ外相の訪日(2008 年 3 月) 高村外相との間で第 2 回日・ウクライナ協力委員会を開催、共同声明に署名。
- ●ティモシェンコ首相の訪日(2009年3月) 麻生総理と会談、経済を中心に両国関係の幅広い協力について協議。共同声明を発出。
- ●ヤヌコーヴィチ大統領の訪日(2011 年 1 月) 菅総理と会談、GIS における協力、JBIC による融資、農業分野における協力等につき協議、共同声明を 発出。
- ●横路衆議院議長のウクライナ訪問(2011 年 9 月) チェルノブイリ原子力発電所を視察。ヤヌコーヴィチ大統領を表敬し、リトヴィン最高会議議長と会談。
- ●リトヴィン最高会議議長の訪日(2012 年 3 月) 野田総理を表敬、福島第一原子力発電所等を視察、宮城県名取市の東日本大震災一周年に際する慰 霊祭に出席。
- ●バローハ非常事態大臣の訪日(2012 年 4 月) 野田総理表敬、「原子力発電所における事故へのその後の対応を推進するための協力に関する協定」 に署名(本協定は 5 月 30 日に発効)
- ●ポロシェンコ経済発展・貿易大臣の訪日(2012 年 10 月) IMF・世銀総会出席のため訪日。 枝野経済産業大臣と会談。
- ●ポロシェンコ経済発展・貿易大臣の訪日(2012 年 11 月)

第4回日・ウクライナ経済合同会議(経団連主催)出席。

- ●根本復興大臣のウクライナ訪問(2013年5月)
 チェルノブイリ原子力発電所を視察し、プロスクリャコフ環境・天然資源大臣等と会談。
- ●プロスクリャコフ環境・天然資源大臣の訪日(2013年6月) 福島第一原子力発電所を視察し、石原環境大臣等と会談。
- ●岸田外務大臣のウクライナ訪問(2013年8月)
 外相会談等の他、福島第一原子力発電所を視察。
- ●岸田外務大臣のウクライナ訪問(2014年7月) 外相会談の他、大統領・首相表敬、円借款署名式を実施。
- ●クリムキン外務大臣の訪日(2015年3月) 外相ワーキングディナーの他、安倍総理表敬及び宮沢経産大臣表敬等を実施。
- ●安倍総理大臣のウクライナ訪問(2015 年 6 月) 日本の総理大臣として初となるウクライナ訪問。首脳会談、最高会議議長・首相との会談等の他、GIS交通警察ハイブリッドカーの視察、ボルトニッチ下水処理場改修計画の署名式等を実施。
- ●日ウクライナ友好議連のウクライナ訪問(2015年9月)
 ヤツェニューク首相、フロイスマン最高会議議長、対日友好議連等と会談を実施。
- ●ポロシェンコ大統領の訪日(2016 年 4 月) 天皇陛下との会見、安倍総理との会談・晩餐会及び衆参両院議長との会談等を実施。
- ●アヴァコフ内相の訪日(2016 年 10 月) 松本国家公安委員長との会談、交番をはじめとした警察関連施設の視察を実施。
- ●パルビー最高会議議長の訪日(2017年3月) 衆参両院議長との会談。安倍総理への表敬。
- ●エリセーエフ大統領府副長官(外交担当)(2017年10月)小野寺防衛大臣表敬、佐藤外務副大臣、杉山外務次官、真部防衛審議官等との意見交換。
- ●中根副大臣のウクライナ訪問(2017 年 11 月) フロイスマン首相及びクリムキン外相と会談。ポロシェンコ大統領の出席を得て開催された「ウクライナにおける日本年」行事に出席。
- ●ボドナル外務次官及びペトレンコ国防次官の訪日(2018 年 10 月) 日・ウクライナ安保協議の開催。
- ●遠山総理特使のウクライナ訪問(2019 年 5 月)

ゼレンスキー大統領の就任式に出席。ズブコ副首相兼地域発展・建設・公共サービス相との会談。

- ●衆議院欧州各国憲法及び国民投票制度調査議員団のウクライナ訪問(2019年9月)
- ●ゼレンスキー大統領の訪日(2019 年 10 月)

即位礼正殿の儀に出席

ウクライナ独立後の日・ウクライナ関係略史

1991 年 12 月 28 日 我が国によるウクライナ国家承認

1992 年 1 月 26 日 外交関係樹立

1992年10月 スレピチェフ副首相訪日(旧ソ連支援東京会合)

1993年1月20日 在ウクライナ日本国大使館開設

1994年9月 在日ウクライナ大使館開設

1995年3月 クチマ大統領訪日(22~25日)

1996年6月 池田外務大臣ウクライナ訪問(30~7/1)

1997年5月 ウドヴェンコ外務大臣訪日(18~20日)

```
1997 年 8 月 斎藤参議院議長ウクライナ訪問(26~30)
```

- 1998年3月 ウドヴェンコ外相訪日(国連総会議長)(10~12日)
- 2000年6月 タラシューク外務大臣訪日(小渕元総理の葬儀への列席)
- 2003年5月 リトヴィン最高会議議長訪日(26~29日)
- 2003 年 8 月 川口外務大臣ウクライナ訪問(31~9/2)
- 2004年6月 フリシチェンコ外相訪日(8~11日)
- 2005年1月 柳澤特派大使(日・ウクライナ友好議連会長)(大統領就任式)
- 2005年3月トメンコ副首相訪日(愛知万博)
- 2005年7月 ユーシチェンコ大統領訪日(20~23日)
- 2006年6月 麻生外務大臣ウクライナ訪問(30~7/1)
 - 10月 リホヴィ文化観光大臣の訪日(7~9日)
- 2007年7月 ルジコフスキー運輸・通信大臣訪日(8~12日)
 - 7月 ハイダイェフ保健大臣訪日(24~29日)
- 2008年3月 オフリズコ外務大臣の訪日(24~26日)
- 2009年3月 ダニリシン経済大臣の訪日(8~11日)
 - 3月 ティモシェンコ首相の訪日(25~26日)
- 2011年1月 ヤヌコーヴィチ大統領の訪日(18~21日)
- 2011 年 9 月 横路衆院議長のウクライナ訪問(4~7 日)
- 2012 年 3 月 リトヴィン最高会議議長の訪日(7~11 日)
- 2012 年 4 月 バローハ非常事態大臣訪日(18~19 日)
- 2012 年 10 月 ポロシェンコ経済発展・貿易大臣の訪日(IMF・世銀総会)
- 2012年11月ポロシェンコ経済発展・貿易大臣の訪日(経済合同会議)
- 2013年5月 根本復興大臣のウクライナ訪問(3~5日)
- 2013年6月 プロスクリャコフ環境・天然資源大臣の訪日(3~8日)
- 2013年8月 岸田外務大臣ウクライナ訪問(24~26日)
- 2014年7月 岸田外務大臣ウクライナ訪問(16~17日)
- 2015年3月 クリムキン外務大臣の訪日(2~3日)
- 2015年3月 イェメツ最高会議議員訪日(ウクライナ日本友好議連共同会議)
- 2015年4月 ウクライナ最高会議議員団訪日(ザリシチューク議員団長)
- 2015 年 6 月 安倍総理大臣ウクライナ訪問(5~6 日)
- 2015年9月 岩井経済産業大臣政務官
- 2015 年 9 月 日ウクライナ友好議連代表団(森英介議員・会長他)(27-10/1)
- 2016年2月 ホプコー最高会議外務委員長訪日
- 2016年4月 ポロシェンコ大統領訪日(ズーブコ副首相兼地域発展・建設・公共サービス相、クリムキン外相同行)
- 2016年4月 山田外務大臣政務官(チェルノブイリ事故30年追悼式出席)
- 2016年7月 若松復興副大臣
- 2016年8月 衆議院経済産業委員会代表団(高木委員長他)
- 2016年9月 クリチコ・キエフ市長訪日
- 2016年9月 シムキウ大統領府副長官(国内改革担当)訪日

2016年10月 アヴァコフ内相訪日

2017年2月-3月 パルビー最高会議議長訪日

2017年10月 エリセーエフ大統領府副長官(外交担当)訪日

2017年11月中根外務副大臣(「ウクライナにおける日本年」関連行事出席)

2019 年 9 月 衆議院欧州各国憲法及び国民投票制度調査議員団のウクライナ訪問

2019年10月 ゼレンスキー大統領の訪日

2 二国間経済関係

二国間における経済分野での対話的枠組みとして設置された日・ウクライナ経済合同会議(日本側:経団連、ウクライナ側:経済省)は、2008 年 2 月の第 1 回委員会(キエフ)を皮切りに、現在までに 8 回開催されている。 2009 年 3 月、京都議定書、グリーン・インベストメント・スキーム(GIS)の枠組により、わが国は NEDO を通じてウクライナからの 3,000 万トンの排出権購入契約に調印。本枠組みにより、キエフ地下鉄車両の改修、ウクライナの警察車両としての日本のハイブリット車の導入、ウクライナの学校・病院等の公共施設の窓枠、壁及び屋根の断熱性の向上など、多くのプロジェクトを実施。

2015 年 2 月、日・ウクライナ投資協定が署名された(同年 11 月に発効)。同協定は、日・ウクライナ間での投資の保護、促進を図るものである。ウクライナは日本企業にとって潜在的に有望な投資先であり、また、日本からの投資促進は、ウクライナ支援の一環としても意義が大きい。同協定の締結により、投資を行う際の法的安定性が向上し、両国間の投資や投資に伴う人的交流が相互に促進されるとともに、両国間の経済発展が一層発展することが期待される。

また2021年3月からは、旧ソ連時代に締結・継承された租税条約(二重課税防止条約)の改正交渉が行われている。

3 わが国からの支援及び協力

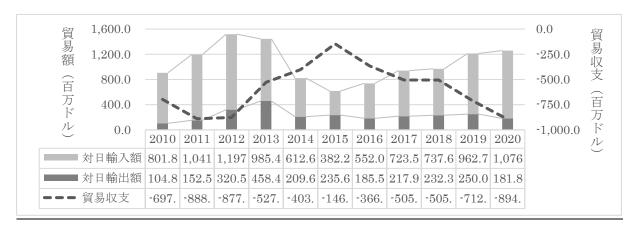
我が国は、ウクライナの建国から 2021 年までに、現在進行中のプロジェクトを含め総額約 3,130 億円の支援を行ってきた。特に、2014 年のマイダン革命以降、ロシアによるクリミア半島の違法な「併合」、ウクライナ東部地域への軍事介入等、ウクライナは建国以来最大の危機に直面したことを受けて、2014 年 3 月、我が国は各国別で最大規模の約 1,500 億円の対ウクライナ支援パッケージを発表した。その後も各種の金融支援、技術支援、国内避難民・東部復興支援など、困難に直面するウクライナを積極的に支援している。

また、キエフに駐在する G7 大使で、ウクライナの国内改革を後押しすべく、G7 大使「ウクライナ・サポート・グループ」会合を開催している。

※その他、対ウクライナ支援の詳細については当館ホームページに掲載されている「対ウクライナ支援」のページを参照。

<u>4 対日貿易</u>

日本とウクライナの間の貿易額は、2014年の東部紛争及び経済危機の影響により輸出・輸入とも大きく減少したが、2016年以降は国内の経済回復に伴い輸入が増加傾向にある。2020年の日本からの全輸入に占める自動車の割合は約65%で、その他にも光学機器、機械類等を輸入している。ウクライナからの輸出に関しては、鉱石とタバコが中心で、併せて3/4近くを占める。その他農産物も輸出しており、2015年からウクライナ産ハチミツの対日輸出が始まり、少しずつ拡大傾向にある。2020年の貿易高総額(往復)は13億ドル。



2020年のウクライナの主な対日輸出入品は以下の通り(出所:国家統計局)。

(1) 日本への主な輸出品

品目	金額(百万ドル)	シェア	
タバコ	84.0	46%	
鉱石	49.0	27%	
アルミニウム	12.2	7%	
油脂	6.5	3%	
魚介類	4.8	3%	

(2)日本からの主な輸入品

品目	金額(百万ドル)	シェア
自動車	698.0	65%
光学機器	88.4	8%
機械類	77.3	7%
医薬品	45.8	4%
電子機器	40.1	4%

5 日本語・日本研究支援

2006 年より、日本語授業の充実や日本語教師の指導・育成を目的として、キエフ国立工科大学内に所在するウクライナ・日本センターへの、国際交流基金による日本語教育専門家の派遣が行われている。 当該センターの日本語講座の受講者数は、初心者から上級者まで、計 300 名を超える(2021 年 10 月時点)。その他、ウクライナ日本語教師会の主導により、日本語弁論大会、日本語能力試験が実施されている。

6 人的貢献(東部安定化、選挙監視要員の派遣)

(1) 欧州安全保障協力機構(OSCE)・ウクライナ特別監視団(SMM)への要員派遣 2015年から、OSCE/SMMに日本人要員(報告官)を2名長期派遣。現在、3代目の要員が活動中。

(2) 選挙監視の要員派遣

2002 年 3 月以降、ウクライナで実施された全ての大統領選挙、最高会議選挙及び主な地方選挙等に述べ 115 人の選挙監視要員を派遣(一部は、OSCE/ODIHR ミッションに派遣)。

7 文化交流

1993年の在ウクライナ日本国大使館開設以降、大使館主催文化事業として、日本映画上映会、生け花や折り紙のワークショップ、デモンストレーション等を、国際交流基金事業として海外巡回展等を開催して

いる。

特に大きなイベントとしては、2005 年7 月のユーシチェンコ大統領(当時)訪日時の小泉首相(当時)との合意に基づき、2006 年度に「ウクライナにおける日本月間」を開催し、9 月から 11 月の 3 ヶ月間に40 以上の日本文化紹介事業を実施した。

2012 年には、日ウクライナ外交関係樹立 20 周年を記念し、千玄室裏千家大宗匠による茶道デモンストレーション、キエフ・リヴィウ・ドネツクでの日本舞踊公演、松本紘京都大学総長の講演等、日本の文化・芸術、教育分野での多岐にわたる事業を実施した。

また、2016 年 4 月のポロシェンコ大統領(当時)訪日時の安倍総理(当時)との首脳会談における合意に基づき、日ウクライナ外交関係樹立 25 周年となる 2017 年が「ウクライナにおける日本年」と位置づけられ、日本政府、在ウクライナ日本大使館、日系企業、ウクライナ政府、地方自治体等の協力の下、全国約30 都市における約1600 本の桜の植樹をはじめ、ウクライナ全土で1000 を超える各種事業を実施した。

8 在留邦人数

231 人(2020 年 10 月 1 日現在)

9 人的交流(査証関係)

2018 年 1 月にウクライナー般旅券所持者に対する短期滞在査証の要件緩和を行った結果、我が国の新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置が導入される以前は、査証申請件数及び査証発給件数とも大幅な増加傾向にあった。

10 ウクライナ日本商工会会員(2021年7月現在)

<u>当地では、ウクライナに進出する日系企業によるキエフ日本商工会が組織されており、2021 年 7 月現</u>在、26 社が会員企業として加盟している。

11 姉妹都市

横浜市・オデッサ市(1965 年~)、京都市・キエフ市(1971 年~)、神奈川県・オデッサ州(1986 年~)。 2011 年 9 月にキエフ市において京都市・キエフ市姉妹都市提携 40 周年記念行事が、2015 年 9 月には オデッサ市において横浜市・オデッサ市姉妹都市提携 50 周年記念行事が開催された。

(了)